# 先生のための クレジット教育読本

ダウンロード教材 『「クレジットカード」ってどんなもの?』の 理解を深めるために





〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14番1号 住生日本橋小網町ビル 6F

TEL: 03-5643-0011 ホームページ: https://www.j-credit.or.jp/

# はじめに

日本にクレジットの原型となるシステムが誕生したのは、江戸時代のことだといわれています。また、今ではまったく日常のものとなったクレジットカードの登場は昭和30年代の中頃です。

以後、クレジットはさまざまな過程を経て、消費者が選択できる支払方法として消費 生活に広く浸透してきました。最近では、公共料金だけでなく税金等の支払いもクレジ ットカードでできるようになり、利用範囲や利用金額も確実に拡大しています。

本書「先生のためのクレジット教育読本」は、これまでの「先生のためのクレジット教育実践の手引き」を全面改訂し、中学校や高校の先生方が、生徒用パワーポイント教材『「クレジットカード」ってどんなもの?』を利用して授業をする際に、教科書には掲載されていないような内容等を知ることで、授業に幅や深みを持たせることができるようにするためにまとめたものです。

生徒用ダウンロード教材『「クレジットカード」ってどんなもの?』を利用しての授業の進め方の参考として「教員用補足資料」を用意しておりますが、本書はさらに踏み込んだ内容をまとめています。

クレジットは、ご存じの通り商品やサービスを先に受け取り、その代金を後から支払 うしくみです。いわゆるキャッシュレス決済の代表的な手段でその主役になっています。 クレジットの種類はいくつかに分類されますが、現在多く利用されているのがクレジ ットカードです。クレジットの法律である「割賦販売法」(かっぷはんばいほう)では、 クレジットカード取引を「包括信用購入あっせん」といいます。また、クレジットカー ドを利用しないクレジット取引もあります。自動車や高額な家電製品・家具、スマート フォンなどの購入に利用されているクレジットで、割賦販売法では「個別信用購入あっ せん」といいます。

本書では、包括信用購入あっせんを「クレジットカード」、個別信用購入あっせんを「個別クレジット」と表現しています。また、「クレジットカード」も「個別クレジット」も学習指導要領(家庭科や家庭・技術)に記載のある「三者間契約」ですが、現在クレジット取引の多くは「クレジットカード」になりますので、「クレジットカード」を中心に掲載しています。さらに、「個別クレジット」も固有のしくみや利用する際の留意点などもありますので、クレジットカードの後にまとめています。

キャッシュレス社会の進展や 2022 年 4 月 1 日の民法改正による成年年齢の引き下げなどに伴い、生徒たちが社会に出てからクレジットカードや個別クレジットを利用する機会は今後一層増えてくることでしょう。

先生方が、クレジットをテーマにした授業を行うにあたり、生徒たちがクレジットを 正しく利用することなどを学ぶための一助にしていただければ幸いです。

> 一般社団法人日本クレジット協会 クレジット教育センター

# 本書の利用にあたって

本書の内容は、まずキャッシュレスの種類等を整理した後で、キャッシュレスの主役であるクレジットカードの特徴や利用方法などを説明しています。さらに、クレジットカードの基本的なしくみやつくり方、事例をもとに利用上の留意点などを説明しています。最後に、個別クレジットのしくみや利用上の留意点を説明しています。

なお、割賦販売法ではこれらの取引のほかに、「割賦販売」と「ローン提携販売」がありますが、それを取扱う販売店は多くはなく、学習指導要領の「三者間契約」ではありませんので、本書では詳細の説明を省略しています。

また、生徒用ダウンロード教材『「クレジットカード」ってどんなもの?』には、中学生向けと高校生向けがあります。高校生向け教材は、中学生向け教材に比べて詳しく説明しているページを追加しています。本書は、高校生向け教材をもとに編集をしていますが、中学生向け教材にも利用できるように、高校生向け教材にのみ掲載している内容の個所は、タイトルの後に【高校生】と明記して高校生向けのみに掲載しているページであることを認識できるようにしています。

したがって、中学生向け教材のページは高校生向け教材のページと異なっているページがありますので、本書では、高校生向け教材と中学生向け教材の該当ページを確認することができるように、各項目ごとに〔教材 高 P〇、中 P〇〕と表示していますので参考にしてください。なお、本書の章番号や項番などは高校生向け教材で表示しており、中学生向け教材の章番号等と異なっている箇所がありますので、予めご了承ください。

中学生向け教材と教員用補足資料、高校生向け教材(手数料計算の別添資料を含みます)と教員用補足資料、そして本書は、当協会のホームページからダウンロードをして利用することができます。教材の対象を中学生と高校生に分けていますが、ダウンロードすることができる対象の先生方等を制限していませんので、それぞれの教材を自由にダウンロードしてご活用ください。

そして、ご活用していただいた後で、今後の教材の作成や改訂の参考とさせていただくために、当協会のダウンロードページに用意している「アンケート」にご協力をお願いします。

なお、本書の内容等において、不明点や質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。

一般社団法人日本クレジット協会

クレジット教育センター

TEL 03-5643-0011

FAX 03-5643-0081

E-mail shoko@jcredit.jp

# もくじ

| 1章  | キャッシュレスにはどんなものがあるの?        |   |   | •   | • • |     | 4 |
|-----|----------------------------|---|---|-----|-----|-----|---|
| 1.  | 私たちの周りにある支払方法を見てみよう        |   | - | •   | 4   | Ļ   |   |
| 2.  | なぜ「キャッシュレス決済」が広まってきたの?     |   | - |     | 4   | Ļ   |   |
| 3.  | 買い物で使えるカードにはどんなものがあるの?     |   | - |     | 7   | 7   |   |
| 4 . | カード以外でも支払えるの?              | • | • | • 1 | 1 1 |     |   |
| 2章  | クレジットカードはどうやって使うの?         |   |   |     |     | 1   | 2 |
| 1.  | 「クレジットカード」と他のカードの違いは?      |   | • | 1   | 2   |     |   |
| 2.  | クレジットカードの支払方式にはどんなものがあるの?  |   | • | 1   | 4   |     |   |
| 3.  | クレジットカードを見てみよう             |   | • | 1   | 9   |     |   |
| 4.  | クレジットカードを使ってみよう            |   | • | 2   | 0   |     |   |
| 5.  | 利用明細をチェックしよう               |   | • | 3   | 0   |     |   |
| 6.  | クレジット会社の安全・安心のための取組みを見てみよう |   | • | 3   | 2   |     |   |
| 3章  | クレジットカードはどうやってつくるの?        |   |   |     |     | 3 ( | 6 |
| 1.  | クレジットのしくみを知ろう              |   | • | 3   | 6   |     |   |
| 2.  | 三者間契約って何?                  |   | • | 3   | 8   |     |   |
| 3.  | どんなメリットがあるの?               |   | • | 3   | 9   |     |   |
| 4 . | クレジットカードをつくるには?            |   | • | 4   | 1   |     |   |
| 4章  | 個別クレジットってどんなもの?            |   |   |     |     | 4 8 | 8 |
| 1.  | 個別クレジットとは?                 |   | • | 4   | 8   |     |   |
| 2.  | 個別クレジットの利用の流れ              |   | • | 4   | 9   |     |   |
| 3.  | 個別クレジットとクレジットカードは何が違う?     |   | • | 5   | 2   |     |   |
|     | 【参考】 消費者信用とは?              |   | • | 5   | 2   |     |   |
| 5章  | 高校生として知っておきたいこと            |   |   |     |     | 5 ; | 3 |
| 1.  | 成年年齢の引き下げとクレジット            |   | • | 5   | 3   |     |   |
| 2.  | 若年者に見られるトラブル事例             |   | • | 5   | 4   |     |   |
| 3.  | クレジットの利用者を守る制度             |   | • | 5   | 6   |     |   |
| 4 . | 多重債務ってどんなもの?               |   | • | 6   | 2   |     |   |
| 6章  | こんなときどうするの?                |   |   | •   | •   | 6   | 7 |
| 7 章 | クレジット利用のまとめ                |   |   |     |     | 7 : | 2 |

# 1章 キャッシュレスにはどんなものがあるの?

#### 〔教材 高P4、中P4〕

日本における主な決済方法は現金ですが、最近は「キャッシュレス」の普及により、 様々な支払方法を選択できるようになっています。

現金はその場で支払いをしますので「即時払い」ですが、キャッシュレス決済においては、いつ実際にお金を支払うのかを基準にして、「前払い」「即時払い」「後払い」に分類しています。また、決済には様々な「カード」が利用されていますが、最近ではカード以外にもスマートフォンやウェアラブル端末(スマートウォッチなど)などが利用されることもあります。

日本におけるキャッシュレス決済で一番利用されているのがクレジットカードですが、最近は〇〇Pay と呼ばれる QR・バーコード決済など様々な決済方法がありますので、ここではこれらの支払方法を整理してそれぞれの特徴などを説明します。

# 1. 私たちの周りにある支払方法を見てみよう 〔教材 高P4、中P4〕

私たちが販売店で商品を購入したりサービスの提供を受けるときに、その代金はどのような支払方法を利用して支払うことができるのでしょうか?一般的には現金で支払うことが多いと思いますが、販売店によっては現金以外で支払うことができます。

この現金を使わずに購入代金を支払うことを「キャッシュレス決済」といいます。

キャッシュレス決済には、プリペイドカードや電子マネー、デビットカードなどがありますが、一番の主役はクレジットカードで、キャッシュレス決済全体の9割を占めています。

このあと、様々なキャッシュレス決済の特徴や使い方などについて説明します。

なお、国が取りまとめている資料(経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」)の中での「キャッシュレス」には、銀行の口座引落しや個別クレジット(クレジットカードを利用しないクレジット。4章参照)は含まれていません。

- 2. なぜ「キャッシュレス決済」が広まってきたの? 〔教材 高P5、中P5〕
- (1)国の政策として進められている≪「キャッシュレス化」が進むことで期待されている効果≫その1〔教材 高P5、中P5〕

キャッシュレス決済は、現在国の政策として推進されており、2025年には民間最終

消費支出に占めるキャッシュレス決済の割合を 40%にし、将来的には 80%にすること を目標として、様々な施策が進められています (2017 年時点でのキャッシュレス決済 の比率は 20%強でしたが、2021 年は 32.5%になっています)。

では、なぜ国がキャッシュレス決済を進めているのでしょうか。

それは、主に以下の理由があげられます。

- ①犯罪を減らすこと
- ②現金管理の手間や時間を減らすこと
- ③購入データを活用すること

①については、現金の流通が減れば偽札をつくるメリットがなくなり、また販売店に 現金がなければ強盗に入られることもなくなりますし、従業員の現金の持ち去り(盗む こと)もなくなりますので、このような犯罪を減らすことができます。また、キャッシュレスによってお金の流れがすべてデータ化されるので、現金を扱っているときのよう な誤魔化しができなくなることから脱税を防ぐことができます。後で説明をしますが、 韓国のキャッシュレス決済の比率は9割を超えていますが、これは国が販売店の脱税を 防止するために一定金額以上の取扱いがある販売店はクレジットカードによる決済対 応を義務化していることなどによります。

②については、国として現金を製造するコストが減り、また販売店では釣銭の用意や 閉店後に売り上げた現金の計算をするための人や時間を減らすことができます。さらに、 銀行などの金融機関などでも、ATM(現金自動預け払い機)などの機械の設置やそのメ ンテナンス、さらには金融機関と ATM 間の現金輸送などのコストも削減することができ ます。

③については、消費者が購入した商品や日時、場所などの購入データを購入者の属性 (性別や年齢など)とあわせて分析することで、どのような商品が、いつ、どのような属性の人に売れているかなどのデータを確認・分析することができます。それを販売のためのマーケティングに活用することで、消費者にとっても自分に合った良い商品が開発され、販売店にとっても売れる商品を販売することができるようになります。これは、キャッシュレスによって、これらのデータがすべて電子化されるからできるのです。

# クレジットの豆知識 『日本でキャッシュレスが進まない理由は?』

日本のキャッシュレスの比率は 2021 年で 32.5%とあまり進んでいません。その理由としては、以下のようなことがあげられていますが、様々な要因があるようです。

- ①治安がよい (海外に比べて犯罪が少ない)
- ②現金への信頼度が高い(日本円は為替変動による乱高下が少ない。紙幣・硬貨の質が高いことから偽造紙幣・硬貨が少ない)
- ③銀行等の ATM 網が発達し、比較的容易に現金の出し入れが可能

# ≪「キャッシュレス化」が進むことで期待されている効果≫その2 【高校生】 〔教材 高P6〕

2020 年の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、キャッシュレス決済は感染防止対策の有効な手段の一つとして、販売店等においてはキャッシュレス決済を導入することが推奨されています。これは、店舗で従業員や消費者がウイルスを媒介する可能性がある現金に触れる機会を減らしたり、従業員と消費者の接触を避ける観点からです。

なお、クレジットカードを含むキャッシュレス決済には電気によって作動する決済端末機が多く利用されていますので、災害が発生したときに、例えば決済端末機が水に浸かってしまったときや停電によって電気の供給が止まっているときなどは、キャッシュレス決済が利用できないこともあります。

# (2)「キャッシュレス」はこれからどうなるの?〔教材 高P7、中P6〕

内閣府(国)が2017年6月に「未来投資戦略2017 -Society 5.0 の実現に向けた改革-」を閣議決定し、キャッシュレス化の推進に関する課題を示し、キャッシュレス決済比率の目標を2027年に40%としました。その後、キャッシュレス決済を推進する経済産業省は、2018年4月に日本のキャッシュレスの方向性を取りまとめた「キャッシュレス・ビジョン」を公表し、政府のキャッシュレス決済比率40%の目標を2025年の大阪・関西万博時に前倒しし、将来的に80%を目指すことを公表しました。

国のキャッシュレス決済推進の代表的な施策が、2019 年 10 月から 2020 年 6 月まで実施された「キャッシュレス・ポイント還元事業」です。2019 年 10 月からの消費税増税前の駆込み消費や増税後の消費の落ち込みを防止して消費の平準化を図ることと、キャッシュレス決済の普及・利用促進を図ることを目的に、消費者が中小の販売店でキャッシュレス決済をすると、その利用代金の 5%分 (コンビニエンスストアなどでは 2%)のポイントが還元されたり値引きされたりするもので、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までに 5,090 億円分のポイントが消費者に還元されました。

さらに、2020 年 9 月から 2021 年 12 月まで、マイナンバーカードの普及促進のために、マイナンバーカードとキャッシュレスを組み合わせて、最大 5000 円相当のポイントを消費者に還元する施策を実施しました。さらに、2022 年 1 月からはその第 2 弾として、マイナンバーカードを保険証として登録したり、公金振込口座の設定をすると、キャッシュレスで利用した金額の一定割合をポイントで還元する施策を実施しています。

買い物をするときに、現金での支払いのほか様々なキャッシュレス決済がある中で、 どの支払方法を選択するかを判断するのは消費者自身です。消費者である生徒たちは、 どの支払方法が自分に適しているのかを判断するにあたっては、それぞれの支払方法の 特徴やルールなどの情報を収集して検討し、選択したことに責任があることを理解した うえで、どの支払方法にするのかの意思決定をすることが大切です。

# (3)世界のキャッシュレス「カード発行枚数と消費に占める決済比率」 【高校生】 〔教材 高P8〕

諸外国におけるキャッシュレス決済は、国によって大きな違いがみられます。国際決済銀行 (BIS) は、キャッシュレス決済の比率を比較するために、それぞれの国の民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済の割合を公表しています。これによると、2019年の統計では日本は27%ですが、韓国では98%、シンガポール60%、スウェーデン50%、アメリカ合衆国50%でキャッシュレスが進んでいます。

日本のキャッシュレスが進まない理由としては、前述の通り、現金への信頼度が高いなどの理由があげられますが、一方でキャッシュレスが進んでいる国はどのような背景・理由があるのかをみてみましょう。

# (4) キャッシュレス先進国ではなぜ広まったか 【高校生】〔教材 高P9〕

#### ①韓国の場合

韓国では、1997 年のアジア通貨危機によって落ち込んだ経済を立て直すために、個人消費を押し上げるための政策の一環として、キャッシュレス決済を導入しました。具体的には、クレジットカードの利用額の一部を所得控除する制度や、クレジットカードの利用控えに「宝くじ」を付与する制度などを導入しました。一方、店舗における脱税を防止するために年商 240 万円以上の店舗にクレジットカードによる決済対応を義務化しています。

#### ②スウェーデンの場合

スウェーデンでは、1990 年代の金融危機や環境保護の観点から現金の発行を減らすことや現金に関係する犯罪を減らすことを目的にキャッシュレスを進めています。 具体的には、国内の4大銀行を中心に現金や小切手の利用を減らすとともに、キャッシュレス決済ができる端末を大幅に増設しています。また、「swish (スウィッシュ)」と呼ばれるスマホ送金アプリが普及しており、販売店で商品の購入等をするために「swish」を利用すると、自分の金融機関の口座から販売店の口座に即時に送金することで決済ができます。

# 3. 買い物で使えるカードにはどんなものがあるの? 〔教材 高P10・11、中P7・8〕

キャッシュレス決済にはカードやスマートフォンなどが利用されていますが、ここでは買い物に使えるカードにはどのような種類があって、それぞれどのような特徴があるのかを整理しています。

キャッシュレス決済に使えるカードは、「前払い」「即時払い」「後払い」に分けるこ

とができます。

#### (1) 前払いのカード

前払いのカードには2種類あります。一つは「プリペイドカード」で、図書カードや Quo カード、ネット専用のカードなどがあります。販売店で使える金額分のカードを購入して(例えば、1000円分利用できるカードなら先に1000円を支払って購入する)、そのカードが利用できる販売店で商品の購入等をする際にそのカードで決済します。カードごとに利用できる金額が決まっているので、一般的にその金額を使ってしまうとそのカードは使えなくなります。

もう一つの前払いのカードは「電子マネー」です。JR や地下鉄・バスなどの交通系や 大手スーパー・コンビニなどの流通系など、様々な会社が発行しています。なお、交通 系の場合は定期券や乗車券としての利用が主な目的ですが、電子マネーとしても利用で きるカードが多いようです。

また、電子マネーには特定の販売店でしか使えないカードといろいろな販売店で使える汎用型のカードがあります。いずれにしても、使いたいカードを発行する会社に申込みをします。カードが発行されたら、そのカードを発行した会社が指定する方法(クレジットカード・デビットカード・金融機関の口座・ATM・自動券売機など)でそのカードにあらかじめ入金(チャージ)をして利用します。入金できる金額は、カードによって異なりますので、カード発行を申し込むときなどに確認しておきましょう。

電子マネーはプリペイドカードと同じように前払いで分類されますが、プリペイドカードと異なり、入金した金額を使い切ってもまた入金すれば繰り返し使えます。

なお、電子マネーには後払いのカードもありますが、しくみが複雑になりますのでここでは説明を省略します。 \_\_\_\_\_\_\_



#### (2) 即時払いのカード

即時払いのカードは「デビットカード」です。デビットカードは銀行などの金融機関の預貯金口座に紐づくカードで、販売店でデビットカードを利用した時点で、その預貯金口座から即時に引き落とされますので即時払いとなります。したがって、預貯金口座に購入する代金相当の残高がないと利用ができません。なお、一部のデビットカードでは、預貯金口座の残高以上の利用ができることがありますので、カードを申し込むときはどのような機能があるカードかを確認してください。

このデビットカードには、「J-Debit」と「国際ブランドデビット」の2種類があります。J-Debit のカードは、金融機関のキャッシュカードそのもので、キャッシュカードを使って国内の J-Debit のマークがある販売店で商品の購入等をすることができます。一方、国際ブランドのデビットカードは、国際ブランドのクレジットカードが利用でき

る販売店であれば世界中で即時払いのカードとして利用することができます。また、手数料はかかりますが、海外旅行や留学の際にその国の ATM から現地通貨で現金を引き出すことができます。これは、いわゆるキャッシングでお金を借りるのではなく、自分の口座から引き出した現金になります。





## (3)後払いのカード

後払いである「クレジットカード」は、誰でも持てるカードではなく、収入がある 18 歳以上(高校生は対象外が多い)で、クレジット会社(銀行などもクレジットカードを発行していますが本書では銀行なども含めてすべて「クレジット会社」と表現します)の審査を通った人のみが持つことができます。クレジットカードは、商品の購入等をした後一定期間後に支払いをする後払いですから、クレジット会社はカードを発行するにあたってきちんと後から支払ってくれる人かどうかを審査しています。



## **クレジットの豆知識 『どのくらいの割合でクレジットカードは発行されるの?』**

現在の統計では、申込みをした人のうちの約75%の人にクレジットカードが発行されています。

# 【まとめ】 買い物で使えるカードの比較〔教材 高P12、中P9〕

それぞれの支払いに使えるカードを比較表にまとめると、それぞれの特徴が一覧で確認することができます。

最近は、それぞれの機能を組み合わせた一体型のカードも発行されています。例えば、 クレジットカード機能と電子マネー機能が一体となったカードも発行されていますの で、カードを申込む際にはどのような機能を持ったカードなのかを確認することが大切 です。

| カードの<br>種類                                 | プリペイド<br>カード   | 電子 マネー   | デビット<br>カード                         | クレジット<br>カード                     |  |
|--|----------------|--|-------------------------------------|----------------------------------|--|
| 支払方法                                       | 前払い            | 前払い  | 即時払い                                | 後払い                              |  |
| <b>カードをつ</b> お店などで金<br><b>額分のカード</b> を購入する |                | <ul><li>・駅やお店などで申込む</li><li>・利用する前に入金する</li></ul>          | 金融機関などに<br>預貯金口座を設<br>け、カードを申<br>込む | クレジット会社<br>に申込み、審査<br>を受ける       |  |
| 年齢制限 なし                                    |                | なし   | あり<br>(高校生以上が<br>多い)                | あり<br>(18歳以上。高<br>校生は対象外が<br>多い) |  |
| 他の人への貸し借り                                  | できる            | できない<br>(個人名がない<br>ものはだれでも<br>利用できる)                       | できない                                | できない                             |  |
| 利用できる金額の範囲                                 | 購入したカー<br>ドの金額 | 入金した金額<br>(上限あり)   | 預貯金口座にある金額(残高)                      | カードの利用可<br>能枠 (カードご<br>とに違う)     |  |
| 有効期限                                       | なし             | なし<br>(ただし、最終利<br>用日から一定期<br>間利用がないと<br>使えなくなる制<br>限などがある) | ・J-Debit:なし<br>・ブランドデビ<br>ット:あり     | あり                               |  |

<sup>◎</sup>一覧表で表示している内容は一般的な内容になりますので、カードの種類によってはこの内容と異なることがありますので留意してください。

### |クレジットの豆知識| 『デビットカードの有効期限について』

デビットカードの有効期限は、J-Debit とブランドデビットで違いがあります。これは、J-Debit はキャッシュカードそのものを決済に利用しますので、一般的にキャッシュカード単独のものは有効期限がありません。一方、ブランドデビットはクレジットカードと同様に国際ブランドの規格で統一されていますので有効期限があります。

## クレジットの豆知識 『ポイントカードも支払いに利用しているけど…』

ポイントカードも支払いのときに利用していますが、ポイントの利用はあくまでも商品代金の「値引き」で、商品代金からポイントの分を差し引いて残りの代金を支払うということになります。このため、本書では支払いに使えるカードとしては記載していません。

# 4. カード以外でも支払えるの? 〔教材 高P13、中P10〕

最近は、「カード」による決済手段のほかに、スマートフォンを使って決済できるいわゆる「スマホ決済」が登場しています。○○Pay などに代表される決済手段で、いろいろな種類・機能があります。代表的なしくみとしては、決済に必要なアプリをスマートフォンにダウンロードして、利用者登録(利用する人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレスなどの入力)とあわせて決済に利用するクレジットカードやデビットカードを登録するほか、電子マネーとして利用する場合は、入金(チャージ)する方法(例えば、指定のクレジットカードやデビットカード、金融機関口座など)などを登録します。

販売店で利用する際は、スマホを決済端末機にかざして決済する方法(タッチ決済・コンタクトレス決済・非接触決済などといいます)と、スマートフォンのアプリを立ち上げ、クレジットカード払いにするのか、デビットカード払いにするのか、電子マネーとして支払うのかを選択して支払いをする方法があります。最近は、スマートフォンのアプリでQRコードやバーコードを表示して販売店の端末で読み取るか、販売店のレジに掲示されているQRコードやバーコードを自分のスマートフォンのアプリのカメラで読み取ることで決済することができる手段もあります。

スマホ決済は、新たな決済手段のように見えますが、「カード」に代えて「スマホ」を利用しているだけであり、その多くは自分が保有しているクレジットカードであったり、デビットカードあるいは電子マネーとしての決済ということになります。

さらに、腕時計型端末などを利用して 決済する方法もあります。これもスマホ 決済と同じように、「カード」に代えて 「腕時計型端末」を利用しているだけ ですので、最終的にはこの端末と連携 しているクレジットカードなどでの決済 となります。



# 2章 クレジットカードはどうやって使うの?

#### [教材 高P16、中P13]

クレジットカードは、日本では昭和30年代中頃に登場しました。当時は紙製のカードでしたが、現在ではカードの仕様が標準化されています。クレジットカードが利用できる販売店でクレジットカードを提示して暗証番号の入力またはサインをすることで商品の購入等をすることができ、その支払いは後払いになります。なお、スーパーやコンビニなどでは、購入等をする金額が一定額以下であれば暗証番号の入力やサインを省略することができることもあります。

ここでは、クレジットカードの特徴や購入する時に選べる支払方式、クレジットカードの使い方、安全に安心してクレジットカードを利用できるようにするためのクレジット会社の対策などについて説明します。

# 1.「クレジットカード」と他のカードの違いは? 〔教材 高P16、中P13〕

クレジットカードは、1章でみたように決済に使える他のカードとは異なる点がありますので、ここではその点について説明します。

#### ①支払方法は後払いである

1章でみたように、前払いや即時払いのカードもありますが、クレジットカードは 後払いです。すなわち、先に商品等を受取ることができ、その代金の支払いは後日(約 1か月後以降)になります。購入する時点で手元に現金がなくても、クレジットカー ドを使えば商品の購入等をすることができるという大きな特徴があります。

#### ②支払方式(1回払い・分割払いなど)を選べる

クレジットカードで商品の購入等をするとその支払いは後払いとなりますが、その後払いをする方法も「1回払い(翌月一括払い)」「ボーナス一括払い」「分割払い」「リボルビング払い」などがあります。販売店によっては、これらの支払方式を選べる場合と1回払いしか利用できない場合があります。また、クレジットカードの中にはリボルビング払い専用カードもあり、販売店で1回払いを指定したとしても、利用明細で確認するとリボルビング払いとして取り扱われますので、カード送付時に同封されているカード会員規約などで、自分が持っているカードの支払方式を確認することが大切です。

それぞれの支払方式の詳細については、あとで説明します。

#### ③利用できるお店が世界中にある

日本でも「国際ブランド」のマークが付いたクレジットカードが数多く発行されて

います。国際ブランドは、日本国内はもちろん、海外の国や地域で利用できるカードの決済ネットワークの運営等をしています。この国際ブランドのカードを使えば国内だけではなく世界中で現地通貨(現金)を使用することなく商品の購入等をすることができます。

## ④カードを持つためにはクレジット会社の審査を受ける

クレジットカードは商品の購入等をした後一定期間後に支払いをする後払いです から、クレジット会社はクレジットカードを発行するにあたってきちんと後から支払 ってくれる人かどうかを審査しています。

どのような審査をしているのかなどについては、3章で説明します。

## ⑤カードの有効期限や利用できる金額に限度がある

クレジットカードには有効期限があります。これは、カードの有効期限までの間に、カード会員(クレジットカードを発行された消費者)の利用状況や信用状態などを確認し、引き続ききちんと支払ってくれるかどうかなどを判断するためです。利用状況等に問題がないと判断すれば更新カードを発行しますが、問題ありと判断すれば更新カードを発行せずにカード会員を退会させることになります。有効期限は、一般的には初めて発行されるカードは3年程度と短めで、利用状況や利用年数などに応じて有効期限が長く(例えば5年など)なります。

また、利用できる金額の上限(利用可能枠・利用限度額)が設けられています。クレジットの法律である割賦販売法では、支払能力を超えるクレジットカードの利用を防止する観点から、カード申込者の支払可能見込額の調査を義務付け、その額を超える利用可能枠のクレジットカードを発行することを禁止しています。

クレジット会社は、申込書に記入されている内容や信用情報機関の信用情報(詳しくは3章で説明します)などからカード申込者の支払可能見込額を算定し、その範囲内で申込者の信用に応じて利用可能枠を決めています。したがって、一般的には初めて発行されるときは10万円から30万円程度の低い利用可能枠が多いようです。この利用可能枠は年間に利用できる額ではなく、次の支払日までに(約1か月間)そのクレジットカードを利用することができる額ですので、支払いが終わっていない額の分は使えません。例えば、利用可能枠が30万円の場合、すでに20万円を利用していれば、次の支払日までに使えるのは残りの10万円分ということになります。

#### ⑥カードの管理や支払いの管理責任などのルールがある

クレジット会社から発行されたクレジットカードを利用して買い物をし、その代金を後から支払うというクレジットカードの取引は「契約」です。契約には、ルールがあります。そのルール通りに管理・利用をしないとルール違反となり、クレジットカードが利用できなくなったり、それによってクレジット会社に損害が発生したときはその損害はカード会員に請求されます。したがって、基本的なルールであるカードや暗証番号をしっかり管理すること、カードを紛失したり盗難にあったときにはすぐにクレジット会社と警察に連絡すること、利用した代金を決められた日に支払うことな

ど、カード会員規約に規定されているルールをきちんと守ることが大切です。

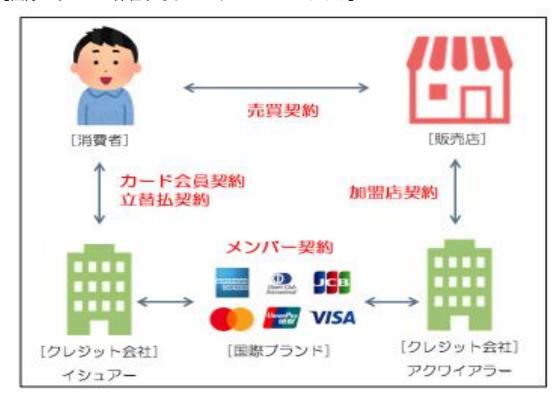
# クレジットの豆知識 『国際ブランドとイシュアー・アクワイアラーについて』

クレジットカードの多くは、世界中の販売店で使える国際ブランドのマークが付いています。国際ブランドは、ブランドマークが付いたクレジットカードを発行するライセンスと、販売店でブランドマークが付いたクレジットカードが利用できるようにするためにその販売店と契約をするライセンスをメンバー契約に基づいてそれぞれクレジット会社に与えています。

したがって、多くの場合、カードを発行するクレジット会社と販売店と契約するクレジット会社が異なっています。

なお、カードを発行するクレジット会社を「イシュアー」、販売店と契約するクレジット会社を「アクワイアラー」といいます。

#### 【国際ブランドが介在するクレジットカードのしくみ】



# 2. クレジットカードの支払方式にはどんなものがあるの? 〔教材 高P17、中P14〕

クレジットカードを利用すると支払いは後払いになりますが、後払いにもいろいろな 支払方式があります。利用者としては、購入しようとする商品等の性質や金額、そして 自身の収入などを考慮して支払方式を選択することが大切です。 以下に代表的な支払方式を説明します。

## (1) 主な支払方式

〔教材 高P17、中P14〕

## ①1回払い(翌月一括払い=マンスリークリア)

商品の購入等をした代金を、次の支払日に1回で(翌月に一括して)支払う方式です。一般的に手数料はかかりません。利用した日からほぼ1か月後に支払いが終わるため「マンスリークリア」とも呼ばれています。

なお、支払日はクレジット会社が指定する日で、一般的には利用した翌月となりますが、支払日を利用した月またはその翌々月に指定しているクレジット会社もあります。

### ②ボーナスー括払い

商品の購入等をした時期の翌ボーナス期に一括して支払う方式です。支払時期は各クレジット会社が定めていますが、一般的には冬は12月または1月、夏は7月または8月です。この支払方式も一般的には手数料はかかりません。利用の時期にもよりますが、手数料なしで最長約半年間支払いを繰り延べることができます。

ただし、次のボーナスの支払時期までの期間はその支払いが猶予されますので、支払日までの間の利用可能枠はそのボーナスでの支払額の分が利用できないことに留意しましょう(利用可能枠が支払日まで減額されている状態です)。

なお、ボーナス 2 回払いという支払方式を選択できるクレジット会社もあります。 次とその次のボーナス期(夏と冬または冬と夏)に 2 回に分けて支払う方式ですが、 手数料がかかることが多いようです。

#### ③分割払い

クレジットカードを利用するごとに支払回数を決めて、購入金額を支払回数で割って、月々の支払額を均等にして支払っていく方式です。

分割払いを利用するときは購入する商品等の金額を考慮して自分で支払回数を選択しますが、利用するクレジットカードによって選択できる支払回数が異なります。

分割払いは、支払回数を多くすれば月々の支払額を少なくすることができますが支払期間は長くなります。支払回数を少なくすれば、月々の支払額は多くなりますが支払期間を短くすることができます。例えば、10万円の商品を購入するにあたり、支払回数を10回にすれば月々1万円と手数料の支払いとなり10か月かかりますが、支払回数を5回にすれば月々2万円と手数料の支払いとなり5か月で終わります。

なお、分割払いにすると手数料がかかりますが、それは利用金額や支払回数(支払 期間)に応じた額となり、支払回数が多くなればその手数料の額も高くなります。

#### ④リボルビング払い

月々の支払額を、「リボルビング払い(リボ払い)の残高」(リボ払いを利用した金

額のうち、まだ支払っていない額)に対して一定額(毎月1万円を支払うなど)に決めておく方式(定額方式)、または一定率(毎月の支払残高に対して20%の額を支払うなど)に決めておく方式(定率方式)です。欧米では、ごく一般的な支払方式です。

例えば、一定額を 1 万円と設定しておけば、その間に利用可能枠の範囲でリボ払いを何回利用しても月々の支払額は 1 万円と手数料です。また、「残高」の額によって支払額を変える「残高スライド定額リボルビング方式」という方式もあります。例えば、残高 10 万円未満の月は 1 万円の支払い、残高  $10\sim20$  万円未満の月は 1 万円の支払い、残高 10 万円を加算して支払うなどと設定します。

なお、クレジット会社に連絡をして月々の支払額を変更することもできます。

# 【定額方式】

支払残高の大きさに関係なく毎月一定額を支払方式 例えば 毎月定額で1万円支払コースを選んでいる場合



#### 【残高スライド定額方式】



リボ払いの特徴は、月々の利用金額にかかわらず毎月の支払額がほぼ一定であることと、「残高」があるかぎり支払いが終わらないことなどです。このため、毎月の利用明細を必ず確認し、残高等をしっかり管理することが大切です。また、支払う資金に余裕があるときは月々の支払額に加えて残高の一部または全部をまとめて支払うこと(繰上返済)もできますので、残高を減らすことができます。

なお、リボ払いには手数料がかかりますが、その額は「リボ払いの残高」にクレジット会社所定の割合 (例:年15%)を乗じて算定されます。また、新たにリボ払いで商品の購入等をしたときは、その利用額を次の支払日に支払うこととなる手数料を計算するための残高に「加算する会社」と「加算しない会社」とがあります。加算するかしないかによって支払う手数料の総額が変わってきますので、カードの申込みやリボ払いの利用にあたってはカード会員規約などでどのような計算をするカードなのかを確認することが大切です。

リボ払いについてはこのほかに、手数料を月々の支払額に含めて一定額にする「ウイズイン方式」と一定額に手数料を加算する「ウイズアウト方式」があります。

# (2) 支払方式のイメージ

[教材 高P18、中P15]

下図は、例えば12月に10万円のカメラをクレジットで購入する際に、それぞれの支払方式を選択したときに、それぞれの月々の支払いがどのようになるかをイメージできるようにした資料です。

なお、分割払いとリボルビング払いの違いについてですが、例えば 10 万円の商品を 10 回払いで購入する場合と月々1 万円を支払うリボルビング払いで購入する場合を比べてみます。10 回払いの場合でもリボルビング払いの場合でも、支払う手数料の総額に多少の違いがでますが、月々の支払額は1万円になりますので大きな違いはありません。違いが出るのは、複数回利用した場合です。分割払いを3回利用すれば、月々の支払額は3回利用した分のそれぞれの支払額の合計となるのに対して、リボルビング払いを3回利用したとしても、月々の支払額は1万円と手数料になります。

このように、リボルビング払いは何回利用したとしても月々の支払額は一定額と手数料となりますので、分割払いとは大きな違いとなります。

また、分割払いとリボルビング払いを選択すると所定の手数料がかかりますが、その 具体的な計算方法は、高校生向け教材の別添資料「手数料額の計算方法の知識」を参照 してください。

【各支払方式のイメージ】(12 月に 10 万円の商品をクレジットカードで購入)

|  | (0)   )                                       | <i>&gt;</i> 1 (1                   | 2 / ] 1 (                          | 10 /1                         |                         | - / /             | <i></i>           | <u> </u>  | M37 < /           |              |  |
|--|---|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|---|-------------------|--------------|--|
| 1回払い<br>(翌月<br>一括払い)                           | 1月<br>5 型<br>4 9<br>3 8<br>2 7<br>1 6<br>10万円 | 2月                                 | 073                                | رين                           |                         |                   |                   | 8月  | 3,3               | 10月          |  |
| ボーナス<br>一括払い                                   |   | ボーナス                               | 時期(夏                               | 夏•冬)                          | [_, —[                  | ]で支払              | <u>ā</u>          | 5<br>4<br>9<br>3<br>8<br>2<br>7<br>1<br>6<br>10万円 | <b>彩</b> 播        |              |  |
| 分割払い<br><u>支払う回数</u> を<br>決める                  | 2<br>1<br>2万円<br>+ 手数料                        | 4<br>3<br>2万円<br>+ <del>手</del> 数科 | 6<br>5<br>2万円<br>+ <del>手</del> 教科 | 8<br>7<br>2万円<br>+ 手数科        | 10<br>9<br>2万円<br>+ 手数料 | 彩播                |                   |   |                   |              |  |
| リボ払い<br><sub>支払う<mark>金額</mark>を<br/>決める</sub> | 1万円<br>+ 手教科                                  | 2<br>1万円<br>+ <sup>手数科</sup>       | 3<br>1万円<br>+ 手数料                  | 4<br>1万円<br>+ <del>5</del> 数科 | 5<br>1万円<br>+ 手数料       | 6<br>1万円<br>+ 手数料 | 7<br>1万円<br>+ 手数料 | 8<br>1万円<br>+ <del>5 数</del> 科                    | 9<br>1万円<br>+ 手数料 | 1万円<br>+ 手數料 |  |

# **クレジットの豆知識** 『リボルビング払い(リボ払い)の方法について』 リボ払いを利用するには、下表のようにいくつかの方法があります。

| 種類            | 方 法                            |
|---------------|--------------------------------|
| ①利用時          | クレジットカードを利用するときに、1回払いなどではなく、   |
| 選択型           | リボ払いを選択する方法。                   |
|               | カード申込時やカードが発行された後に、すべての利用分の支   |
|               | 払方式をリボ払い専用にすることをクレジット会社に登録をす   |
| ②登録型          | る方法。                           |
|               | この場合、利用時に1回払いを選択しても、支払いはリボ払い   |
|               | になる。また、この登録を解除することもできる。        |
| ②11 光車田       | リボ払い以外の支払方式が選択できない専用のカードを利用す   |
| ③リボ専用 カード     | る方法。登録型と同様に、利用時に 1 回払いを選択しても、支 |
| 77-1          | 払いはリボ払いになる。                    |
| <b>のなしか</b> さ | 1回払いなどで利用した分を、クレジット会社が指定する支払   |
| ④あとから         | 日の一定期間前までに、リボ払いへの変更をクレジット会社に   |
| リボ変更          | 申し出る方法。                        |

# 3. クレジットカードを見てみよう 〔教材 高P19・20、中P16・17〕

クレジットカードの仕様は標準化されていますので、カードの大きさや IC チップ・磁気ストライプなどの位置などが決まっています。



# |クレジットの豆知識| 『磁気ストライプについて』

磁気ストライプは、カードの表面と裏面の両面についています。表面は国内規格によるもので国内でしか利用できませんが、裏面は国際規格によるもので海外でも利用することができます。これは、決済端末機がどちらの磁気ストライプを読み取って決済をしているかということに大きく関係します。国内の決済端末機は、国内のカードだけではなく海外のカード(海外のカードは裏面にしかついていません)も読み取れるよう(利用できるよう)に、原則として両面の磁気を読み

取れるように設計されています。

これは、もともと国内ではキャッシュカードが表面のみに磁気ストライプがついており、金融機関の ATM などでは表面を読み取って現金を引き出すことができます。クレジットカードは、海外でも使えるように裏面にもついていますが、国内の ATM などでキャッシングなどをするためには表面に磁気ストライプがないと、原則として利用することができませんので表面にもついています。

# クレジットの豆知識 『ICチップについて』

会員番号や有効期限、暗証番号などが暗号化されて記録されています。磁気ストライプと比較してデータ量が大きいだけでなく、セキュリティ機能に優れており、偽造されにくいのが特徴です。

## クレジットの豆知識 『注意事項について』

署名欄のあるカードにサインをしていないカードは利用できないことやカード は他人に譲渡等をすることができないことなどが記載されています。

# 4. クレジットカードを使ってみよう 〔教材 高P21、中P18〕

販売店でクレジットカードを使うことについては、慣れてくればスムーズに対応ができますが、初めてカードを使うときには戸惑いがあるでしょう。

そこで、ここでは販売店でのクレジットカードの利用と支払いまでの流れ、利用上の 留意点について説明します。

# (1) お店で使ってみよう〔教材 高P21、中P18〕

販売店でクレジットカードを利用するときは暗証番号の入力やサインをするのが一般的ですが、最近ではスーパーやコンビニ、ファストフード店などではそれらが省略されるケースもあることに留意してください。

#### 【暗証番号入力による利用】

### ①店員にクレジットカードで支払うことを伝える

購入する商品を決めてレジに行ったら、店員にクレジットカードで支払うことを伝えます。

一般的には、カードをいったん店員に渡して処理をしてもらいますが、新型コロナウイルス感染症拡大以降は、自分で決済端末機 (PIN パッドリーダ) にカードを挿入する販売店も増えていますので、店員の指示に従ってください。

#### ②支払方式(1回払い、分割払い、リボ払いなど)を伝える

次に、支払方式(「1回払い(翌月一括払い)」か「分割払い」か「リボルビング払い」(リボ払い)など)を店員に伝えます。販売店によっては、支払方式を選択できずに「1回払い」のみの店もありますので、支払方式を選べるかどうかは店員に確認してください。

また、「分割払い」を選択するときは、支払回数を伝えます。利用するクレジットカードによって選べる回数が異なりますので、事前にカード会員規約などで確認しておきましょう。「リボルビング払い」(リボ払い)を選択するときは、リボ払いでと店員に伝えてください。

なお、リボ払い専用カードのように利用できる支払方式が限定されているカードも ありますので、販売店で1回払いを指定したとしても利用明細ではリボ払いになって いることに留意します。

# ③金額などを確認したら暗証番号を入力する

カードを挿入した決済端末機 (PIN パッドリーダー) に購入する商品等の金額が表示されますので、間違っていないかを確認してからカード申込時に設定した 4 ケタの暗証番号を入力し、「実行」または「確認」などと表示されているボタンを押します。

その決済端末機ではカード会員が入力をした暗証番号とクレジットカードの IC チップに記録されている番号とが一致しているかなどを確認するとともに、クレジット会社に対してこのカードで販売していいかどうかの承認を得るための通信を行います。これを、「オーソリゼーション」といいます。クレジット会社の販売が承認されると、決済端末機から利用伝票が印字されます。

なお、クレジット会社が販売を承認しないときはそのカードでの支払いができません。クレジット会社が販売を承認しないケースとしては、

- ・そのクレジットカードの支払日に支払いがされていない
- ・利用可能枠を超えている
- ・カードの有効期限が過ぎている
- 紛失・盗難の届けが出ている

などです。このときは、現金などの他の支払方法で購入するか、あるいは購入をやめることになります。

また、暗証番号の入力を複数回間違えると、暗証番号を知らない人が使おうとしていると判断されて、そのカードが利用できなくなります。

#### |クレジットの豆知識 『暗証番号を間違えてカードが使えなくなったら…』

暗証番号の入力を複数回間違えてクレジットカードが使えなくなったら、カード裏面に記載されているクレジット会社に電話をして、対応方法などを確認します。クレジット会社のWebやアプリから対応できる会社もあります。

このようなときは、一般的にはカードを再作製することが多いようです。

#### ④商品と利用伝票の控えを受け取る

店員からカードと商品、利用伝票の控え(販売店のレシートがあるときはレシートも)を受け取ります。これで、買い物は終了です。なお、利用伝票の控えは捨てずに必ず保管し、後日利用明細と照合して利用金額等が間違っていないかを確認します。

## ⑤利用明細の確認(書面、Web、アプリなど)

支払日の前にはクレジット会社から 1 か月間にカードを利用した内容が記載された利用明細が送られてきます。最近では、クレジット会社の Web で利用状況の確認ができる「Web 明細」やスマホのアプリで確認できる会社もあります。

カード利用時に販売店から受け取った利用伝票の控えと利用明細を照合し、自分が利用したものであるか、金額が間違っていないかなどを必ず確認しましょう。利用した覚えがない取引や疑問な点があれば、すぐにクレジット会社に問い合わせをします。この確認をしないと、自分が利用していない分まで支払うことになることもありますし、後日これはおかしいとクレジット会社に申し出ても、クレジット会社はカード会員規約に規定されている一定期間が経過していることなどを理由に対応してくれないこともあります。

これらのことは、カード会員規約に記載されていますので、確認しておきましょう。

# ⑥クレジット会社への代金の支払い(預貯金口座からの自動引落し)

クレジット会社に利用代金を支払う方法は、一般的にはクレジットカード申込時に 指定した金融機関の自分の口座からの自動振替(自動引落し)が多く利用されていま す。利用明細には、支払日と支払う金額のほかに、引落しされる金融機関名等が表示 されていますので、利用明細を確認後にその金融機関の口座に支払額以上の残高があ るかどうかを確認し、不足していれば支払日の前日までに必ず入金をしておきます。 クレジットカードを利用した代金の支払日は、クレジットカードによって異なりま す。同じクレジット会社のカードを複数枚持っている場合であっても、カードによっ て支払日が異なることがありますので、カード会員規約や利用明細で確認してくださ い。

支払日にその月の支払い分の支払いをしないと、クレジット会社から一定期間内に 支払うよう督促されますので、遅くともクレジット会社の指定した期間内に必ず支払 うことが大切です。分割払いやリボルビング払いを利用している場合は、この期間を 過ぎても支払わないでいると、月々分割して支払うという期限の利益を失い、残金全 額を一括で支払うよう請求が来てしまいます。また、支払日に支払いがされない時点 で、そのクレジットカードは一時利用停止になりますが、クレジット会社によっては この期限の利益を失った時点でカード会員を退会させることがあるとともに、支払い が遅れた金額に対する遅延損害金も請求されます。さらに、信用情報機関に「支払い がされていない」という情報が登録されてしまいます(詳細は3章参照)。

#### 【サインによる利用】

サインによる利用方法は、上記の【暗証番号入力による利用】の「①レジで店員にク

レジットカードで支払うことを伝える」のところで、カードを決済端末機に挿入するのではなく、カードを決済端末機の磁気読取装置(カードリーダー)に通して(スワイプまたはスライドして)、上記③のところで暗証番号の入力ではなくサインをします。

具体的には、クレジット会社が販売を承認すると(オーソリゼーション)、決済端末機から利用伝票が複数枚印字され、店員からクレジット会社控えの利用伝票が渡されますので、必ず印字されている利用金額や支払方式などに誤りがないかを確認したうえで、その伝票の署名欄にクレジットカードの裏面の署名欄にしているサインと同じサインをします。

店員は、カードの裏面のサインと利用伝票にされたサインを確認し、同一と判断すると、カードと商品、利用伝票の控え(販売店のレシートがあるときはレシートも)を渡してくれます。以後は、暗証番号取引と同様となります。

一方、クレジット会社が承認しないと利用伝票は印字されませんので、他の支払方法 で購入するか、あるいは購入をやめることになります。

さらに、カード裏面の署名欄にサインのないカードのときやカード裏面のサインと異なるサインを利用伝票にしたときは、サインの一致を確認することができないので、そのクレジットカードの利用を断られることがあります。

なお、カードの裏面に署名欄のないカードが発行されており、この場合利用伝票にサインをするかどうかは店員の指示にしたがってください。

# クレジットの豆知識 『暗証番号を忘れてしまったら』

クレジットカードを申し込むときに登録した暗証番号を忘れてしまったとき (知らないときを含みます)は、そのカードを発行したクレジット会社に連絡を しましょう。クレジット会社は、本人確認等を行ったうえで、暗証番号の確認手続 きを説明してくれますので、それにしたがって対応します。

## クレジットの豆知識 『暗証番号を変えたいときは』

暗証番号を誕生日にしているなど、他人に推測されやすい番号にしていることなどを理由に暗証番号を変えたいときは、クレジット会社に変更の手続方法を確認してください。一般的に、IC チップ付のカードの場合は、その IC チップに暗証番号が記録されていますので、暗証番号を変えることを希望すると、新しいクレジットカードが発行されます。このとき、クレジット会社によっては、手数料を請求することがありますので、事前にそのクレジット会社に確認をしてください。

#### |クレジットの豆知識| 『オーソリゼーションにかかる時間』

販売店とクレジット会社間のオーソリゼーションのための通信にかかる時間は、国内であっても海外であっても約2秒といわれています。

# (2-1)「暗証番号入力」や「サイン」にはどんな意味があるの?〔教材 高P22、中P19〕

前述のように、販売店はクレジットカードで買い物をしようとしている人がそのカードの名義人本人であるかどうかの確認をします。この本人確認は、暗証番号の入力または利用伝票へのサインにより行われます。暗証番号を複数回間違えて入力するとそのカードは利用できなくなります。また、サイン取引の場合は、販売店はカード裏面に署名欄がある場合は署名欄のサインと利用伝票に記入されたサインを照合しますので、サインをしていないカードはもちろん、両方のサインが一致しない場合もそのカードでの支払いはできません。

消費者がする暗証番号の入力や利用伝票へのサインは、販売店やクレジット会社にとっては本人確認の手段となりますが、消費者にとっては決済端末機に表示された金額や利用伝票に印字されている金額などをすべて認めるという契約内容の確認(承認)の意味を持っています。このため、クレジットカードを利用する際は、金額等を十分に確認して暗証番号の入力やサインをすることが大切です。

# (2-2)「暗証番号入力」や「サイン」を詳しく見てみよう 〔教材 高P23、中P20〕

暗証番号を入力するかサインをするかの違いは、販売店に設置されている決済端末機の種類によります。IC チップを読み取って処理をする決済端末機(カードを決済端末機に差し込む方法)を設置している販売店では「暗証番号入力による利用」になり、IC チップを読み取る装置がなくカードの磁気ストライプを読み取って処理をする決済端末機(磁気読取装置にカードを通す方法)を設置している販売店では「サインによる利用」になります。

暗証番号は、クレジットカードを申し込むときに自分で設定した 4 ケタの番号です。 暗証番号は、他人に教えてはいけません。家族に対しても同様です。他人に暗証番号取 引によってクレジットカードを不正利用されたときの支払責任はカード会員にありま す。暗証番号は、本人しか知らないということが前提だからです。したがって、暗証番 号の管理には、十分注意をしましょう。

一方、サインはカード裏面にしたサインと同じサインを利用伝票にします。カード裏面に漢字でサインをしていれば、海外で利用するときも利用伝票には漢字でサインをします。

したがって、署名欄付きのカードにサインをしていないカードは使えませんし、万一サインをしていないカードが他人に不正利用されたときの支払責任はカード会員にあります。カード裏面にサインがないと、他人がそのカードを悪用する前に自分でサインすることで、利用伝票にも同じサインをすることができるので、販売員は同じサインと判断してしまうからです。これらのこともカード会員規約に記載されていますので、確認しておきましょう。



# 【参考】新しい使い方の登場 ~タッチ決済について~ 【高校生】 〔教材 高P24〕

最近は、暗証番号の入力もサインもしないでクレジットカードを利用できる場合があります。クレジット会社と販売店との加盟店契約において、暗証番号の入力やサインを省略する取引ができることについて取り決めをしているときには、その販売店では暗証番号の入力やサインが省略されます(PIN レス取引・サインレス取引)。

スーパーやコンビニ・ファストフード店など一部の販売店で導入されています。暗証 番号の入力やサインは必要がないので、販売店にとっても消費者にとっても早く決済が できるので利便性が高くなっています。なお、利用する金額が一定額を超える場合や購 入する商品等の種類によっては、暗証番号の入力やサインを求められることがあります。

さらに、非接触型の IC チップを搭載したクレジットカード(下記「クレジットの豆知識」参照)も発行され、またその非接触型のクレジットカードで決済ができる決済端末機を設置する販売店もあります。このような販売店では決済端末機にカードをかざすだけで決済が済むタッチ決済(コンタクトレス決済)をすることができ、決済にかかる時間がさらに短縮されています。なお、非接触型の IC チップが搭載されたクレジットカードの表面には のマークが表示されていますし、このカードが使える販売店の決済端末機などにもこのマークが表示されています。

### クレジットの豆知識 『非接触型の IC カードについて』

非接触型(コンタクトレス)の IC チップは、国際規格に基づいていくつかの種類があります。

「Felica (Type-F)」は、ソニーが開発したもので「Edy」という電子マネーが発行されましたが、現在では交通系の定期券や流通系などの電子マネーとしても普

及しています。もともとは、日本独自の規格でしたが後に国際規格になりました。「Type-A」「Type-B」は、国際ブランドが付いたクレジットカードで利用されています。また、「Type-B」は日本の運転免許証にも利用されています。

非接触型の IC クレジットカードは、本文の通りタッチ決済をすることができますので、暗証番号の入力やサインをしないだけでなく、決済端末機にカードを挿入したり通したりする必要はないため、決済にかかる時間をさらに短縮しています。

接触型のICチップはカードの表面に貼付してありますので確認することができますが、非接触型のICチップはカードの中に埋め込まれていますので、一般的には確認することができません。

# (3) ネットショッピングで使ってみよう〔教材 高P25、中P21〕

近年、インターネットショッピングの市場規模は拡大しており、私たちの生活に浸透しています。インターネットショッピングの利便性は、どこにいても情報を入手し、商品の購入等をすることができる点にあります。そして、その支払方法として、クレジットカードが多く利用されています。

インターネットショッピングは、店舗での取引に比べて商品そのものを確認することができないことなどから、トラブルに巻き込まれることもあります。

そこで、ここではインターネットショッピングにおけるクレジットカードの利用と支払いまでの流れ、利用上の留意点について説明します。

# ①支払いの画面で、「支払方法」を「クレジットカード」にして、「カード番号」「有 効期限」などを入力する

ネットショッピングのサイトで購入する商品等を選択して、「支払う」などの決済のボタンをクリックします。商品送付先等を入力した後、支払方法としてクレジットカードを選択します。そして、支払いをするクレジットカードの番号や有効期限などを入力すると、確認画面に遷移します。なお、過去に利用したことがあるサイトであれば、その時に入力した情報が保存されていて、その情報を利用することもできますが、他人がなりすましてそのサイトにアクセスすることも考えられますので、利用の都度クレジットカード情報を含めてそれらの情報を削除することをお勧めします。

# ②確認画面に表示された購入商品・届け先・金額・支払方式などを確認してから、「購入」または「承諾」などのボタンをクリックする

確認画面の表示内容に誤りがないかどうかを必ず確認してください。そのうえで、「購入」または「承諾」などのボタンをクリックしてください。お店でクレジットカードを利用して購入する際は暗証番号の入力やサインをしますが、ネットショッピングではそれがありません。その代わりに、「購入」または「承諾」などのボタンをクリックするということが、契約内容を確認(承認)するという意味になります。

## ③購入完了画面を保存またはプリントアウトする

インターネットショッピングでクレジットカードを利用する場合は、実際の商品を確認できないため、購入後のトラブル(購入した商品と違う商品が届いたなど)を避けるためにも、購入完了画面を保存したり印刷するなどして保管おくことが大切です。これによって、トラブルが発生したときに契約内容や販売店の連絡先を確認することができます。

ショッピングサイトによっては、購入者あてに、購入してくれたことへの謝礼と何かあった時の問い合わせ先などを内容とするメールが送信されてきますので、このメールも削除しないで保存しておきましょう。

また、後日利用明細と照合して利用金額等が間違っていないかなどを確認します。

### ④利用明細の確認・⑤クレジット会社へ代金の支払い

「前記の(1)お店で使ってみよう」と同様です。

# (4) 安全なネットショップの選び方 【高校生】 〔教材 高P26〕

ネットショッピングを利用するにあたっては、そのサイトが安全かどうかを確認する ことが前提です。何度も利用しているサイトであれば安心できますが、初めて利用する サイトのときは、安全に利用するためにも事前にチェックをすることが大切です。

#### ①会社情報等をチェック

販売店の所在地や連絡先が表示されているかどうかを確認します。万一届いた商品のサイズが違っていたり注文と異なる商品が届いた、あるいは商品が届かないなどの場合に連絡先が分からなければ対応方法がありませんので、必ず確認します。

また、キャンセルや返品ができるかなどの情報が表示されているかも確認します。 表示されている場合は、その表示に従って取り扱われます。その他の利用規約などの 表示があれば必ず確認します。

なお、他の消費者が利用した評価情報などはすべて正しいとはいえませんが、参考 程度に確認することもできます。

#### ②価格をチェック

販売価格が、一般に流通している価格かどうかを確認します。極端に安い場合は、 商品が届かないことや、模倣品(偽造品・コピー商品)が送られてくる可能性がある ことに留意をします。

### ③不自然な日本語がないかチェック

サイトに表示されている日本語に不自然な表現がないかを確認します。海外の販売 店が日本人向けにサイトを構築する場合、日本語変換ソフトなどを使って表示をして いる可能性があり、最近は少なくなっているようですが不自然な表現が混在している ことがあります。このようなサイトがすべて怪しいとはいえませんが、これまで利用 したことがないサイトの場合は、利用を控えるということも一つの選択です。

また、注文後に送られてくることもある確認メールにも、日本語に不自然さがないかの確認をします。

### ④支払方法をチェック

一般的に、ネットショッピングにおける支払方法として、クレジットカードを選択することができるサイトが多くあります。また、実際にクレジットカードが利用される割合が多いようです。このような状況において、支払方法としてクレジットカードが使えず、支払方法が銀行振込だけでしかもその支払先が個人名義口座の場合は詐欺のサイトの可能性があります。

誤って偽サイトを利用してしまうと、代金を支払っても商品が届かなかったり、偽物や粗悪品が送られたりすることもあります。また、決済の手続きにおいて入力したクレジットカード情報が悪用され、不正利用被害に遭う可能性もあります。偽サイトと分かったときには、クレジット会社に連絡をしてその後の対応について相談をしてください。一般的には、そのクレジットカードを利用停止にして、カードを再発行してもらうことが多いようです。カードを再発行してもらう場合、クレジット会社によっては手数料を請求する場合もあるようですので、そのクレジット会社に確認してください。また、再発行されるカード番号は前のカード番号とは異なりますので、前のカードで電気代など毎月継続して利用代金の支払いをしている場合は、その会社やお店に連絡をして、再発行された新しいカードでの支払いに変更する手続きが必要です。

また、万一不正利用されたときは、クレジット会社の判断により支払いが免除される こともありますので、定期的に利用明細で利用した覚えのない取引がないかを確認する ことが大切です。

# (5) ネットショッピングで安全に使うために 〔教材 高P27、中P22〕

ネットショッピングでは、クレジットカード番号と有効期限を入力するだけで商品の購入等をすることができるサイトもあります。このようなサイトは、本人が簡単に利用できるサイトとなりますが、一方で他人が何らかの方法で自分のカード番号と有効期限を知っていた場合にも、他人にも簡単に不正利用されてしまうおそれがあるということに留意してください。本人が簡単に利用できるサイトは、他人もなりすましをすることも簡単にできるサイトということになります。

クレジット会社は、ネットショッピングのサイトに対して、カード番号と有効期限だけではなく、クレジットカード裏面の署名欄の上部に印字されている数字(カードによっては、表面に印字されています)や事前にクレジット会社に登録したパスワード(4ケタの暗証番号ではないことに注意)を入力するしくみを導入するよう働きかけをして

います。

このカード裏面に印字された数字を「セキュリティコード」といい、事前に登録したパスワードを入力するしくみを総称して「3D セキュア」(スリーディセキュア)といいます。セキュリティコードは手元にカードがないと入力ができず、3D セキュアのパスワードは自分が決めるため他人には分かりません。ネットショッピングのサイトがこのような追加情報を入力するしくみを導入するには費用がかかりますので、それを導入しているサイトは、他人がなりすまして不正利用することを防止し、安全に安心して利用してもらうために努力をしているサイトということもいえます。

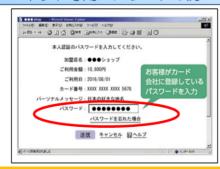
自分が安全に安心してネットショッピングを楽しむためには、少し手間のかかるサイトを選ぶというのも一つの方法です。

### セキュリティコードの例



「セキュリティコード」は、 手元にカードがないと入力できない

## ネット専用パスワードの例



自分で決めたパスワードは、自分にしか 分からないから安全性が高い (暗証番号ではない)

なお、いろいろな Web サイトで同じ ID とパスワードを使っていると、その ID とパスワードが他人に知られた場合(例えば、あるサイトからこれらの情報が漏えいした場合など)、他の複数のサイトで不正にログインされてしまうおそれがあります。そして、そのサイトに過去に利用したクレジットカード番号等を残していると(保存していると)、そのクレジットカードの情報で不正利用されてしまうおそれがあります。

したがって、ID とパスワードはいろいろなサイトで使い回さないようにするとともに、パスワードは英数字や記号を組み合わせるなどして他人に推測されにくいものにしましょう。

さらに、前述の通り不正なログインによる利用を防止するために、サイトにログイン したままにすることはせずに利用が終了したらログアウトをすること、ID とパスワー ドをそのサイトに保存(登録したままに)しないようにすること、さらに支払いに利用 したクレジットカードの情報(カード番号と有効期限など)もそのサイトに登録したま まにしないようにすることも大切です。

# 利用明細をチェックしよう (教材 高P28、中P23)

前述した通り、クレジットカードを利用した代金の支払日は、クレジットカードによって異なります。支払日の前にはクレジット会社から利用明細が送られてきます。また、クレジット会社の Web やスマホのアプリで利用明細を確認できるクレジット会社もあります。この場合、支払日が近付くと請求が確定したとメールを送ってくるクレジット会社が多いようです。

カード利用時に販売店から受け取った利用伝票の控えやネットショッピングで保存や出力した購入確認画面などと利用明細を必ず照合し、本人が利用したものであるか、金額が間違っていないかなどを確認しましょう。

くり返しになりますが、利用した覚えのない取引があるなど疑問な点があれば、すぐにクレジット会社に問い合わせをします。この確認や問い合わせをしないと、利用していない分まで支払うことになりますし、後日これはおかしいとクレジット会社に申し出ても、クレジット会社はカード会員規約に規定されている期間を経過しているなどの理由により対応してくれないこともあります。

## 【利用明細の例】



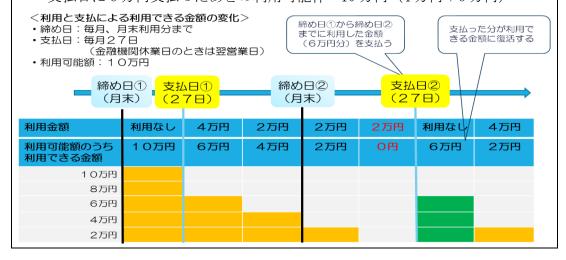
- ① 支払日(口座振替日)と金額です。この日の前日までに支払口座の残高を支払金額以上にしておきましょう。
- ② ショッピング利用可能枠は、すべての支払方式の利用可能枠をいいます。その内、割賦枠は「分割払い、リボルビング払い、ボーナス払い」などの利用可能枠です。これらの利用可能枠を超えての利用はできませんので、利用可能枠と実際の利用額を把握しておきましょう。
- ③ 利用日、利用店名、金額、支払方式などの明細です。金額などに間違いがないか利用伝票の控えと照合しましょう。
- ④ リボルビング払いの明細です。先月までの残高、今月の利用額、支払後の残高、 手数料の額などを確認しましょう。
- ⑤ リボルビング払いの残高です。この残高に対し手数料がかかりますので、リボ払いを利用する際は毎月確認しましょう。
- ⑥ 分割払いの明細です。月々の支払金額、支払期間、それぞれの支払月の残高など を確認しましょう。

## クレジットの豆知識 『締日と支払日について』

カード会員規約には、そのクレジットカードの毎月の締日と支払日が明記されています。一般的には、毎月の締日までに利用した額を、次の支払日に支払うことになります。なお、分割払いでの利用であれば次の支払日から 1 回目の支払いが始まり、リボ払いでの利用であればリボ払いの残高に加算されます。

また、利用可能枠は、支払いが終わっていない金額分は減額されますので、使えば使うほど利用できる額が減っていきますが、支払日に利用額の支払いがされると支払われた金額分が戻ります。なお、この処理は支払日の数日後に行われます。 <例>

- •利用可能枠 10万円
- ・締日までの利用分 6万円
- ・支払日までに利用できる額 4万円(10万円-6万円)
- ・支払日に6万円支払ったあとの利用可能枠 10万円(4万円+6万円)



## クレジットの豆知識 『利用可能枠の管理責任について』

利用可能枠を超えてクレジットカードを利用しないようにするのは、カード会員の責任において行います。これは、カード会員規約にも明記されています。クレジット会社でもカードが利用される都度利用可能枠を超えていないかの確認をしていますが、毎月継続して支払いをする電気代や電話代などは、後からクレジット会社に計上されますので、利用可能枠を超えてしまうこともあります。

このため、利用可能枠の管理責任はカードを利用するカード会員にあります。

# 6. クレジット会社の安全・安心のための取組みを見てみよう 〔教材 高P29、中P24〕

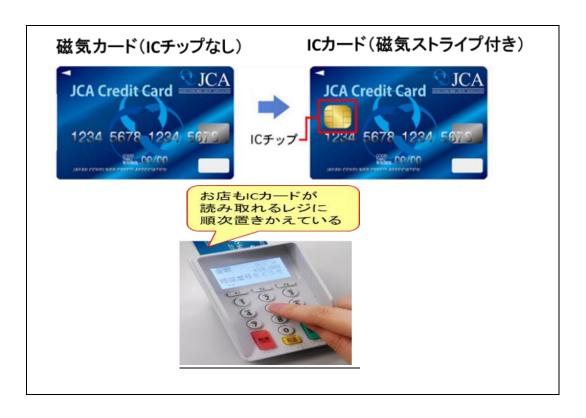
クレジット会社は、単にクレジットカードのシステムを提供したり、その利用を促進するためだけに活動をしているのではなく、カード会員が安全に安心してクレジットカードを利用できるようにするために、様々な取組みを行っています。ここでは、クレジット会社が安全に安心してクレジットカードを利用できるようするための代表的な取組みをいくつか紹介します。

# ①IC クレジットカードの推進

〔教材 高P29、中P24〕

クレジット会社は、業界を挙げて磁気ストライプだけのカード(磁気カード)ではなく、IC チップが付いた IC クレジットカードの発行を推進するとともに、販売店には IC チップを読み取ることができる決済端末機への置き換えを推進しています。これにより、IC チップの付いたカードを IC チップが読み取れる決済端末機で決済する IC クレジットカード取引を推進しています。

前述の通り、IC クレジットカードは、磁気カードに比べて偽造されにくいことや暗証番号取引になるためなりすまし防止対策にもなることから、磁気カードよりもさらに安全性が高くなっています。



## ②フィッシング詐欺の注意喚起

〔教材 高P30、中P25〕

フィッシング詐欺とは、悪意のある第三者がクレジット会社やネットショッピングサイトの運営者などになりすまして、カード会員に対して「あなたのクレジットカードが不正利用されているので、大至急この URL にアクセスして確認をしてください」「あなたの登録しているカード情報が確認できません。大至急この URL にアクセスして確認をしてください」などとメール(SMS が利用されることもある。以下同じ)を送信します。カード会員はこのメールを本当のメールと勘違いをして、メールに記載された URL をクリックしてアクセスします。そうすると、クレジット会社やネットショッピングのサイトとそっくりな偽のサイトが表示され、そこに「カード会員の登録情報を確認します」などと偽って、サイトにログインするための ID・パスワードを入力させる画面の後、クレジットカード番号・有効期限・暗証番号・セキュリティコード・パスワードなどの情報を入力させる画面に遷移して、それらの情報を詐取します。そして、それらの情報を使って本人になりすまして不正利用するものです。

このようなフィッシング詐欺を防止するために、クレジット会社のWeb サイトやカード会員へのメール配信などによって、「クレジット会社は、ホームページ上でクレジットカード番号や暗証番号などを確認することはありません」「現在当社名を騙ったフィッシング詐欺が発生しています」などの注意喚起を行っています。

なお、このようなフィッシング詐欺にあわないようにするためには、不審なメールは開かないことや、メールにリンクされた URL はクリックせず、自分が登録しているその会社のサイトに直接アクセスをして確認することなどです。

万一、不正サイトだと分かった場合や誤って情報を入力してしまったときには、「(4)安全なネットショップの選び方の④支払方法をチェック」を参照してください。

# ③「セキュリティコード」と「ネット利用のためのパスワード」の入力 〔教材 高P31、中P26〕

ネットショッピングのところで説明したように、クレジットカード番号と有効期限のみの入力で利用できるサイトよりは、「セキュリティコード」や「ネット利用のためのパスワード」を追加入力するサイトのほうがより安全性が高くなります。クレジット会社は、ネットショッピングの販売店に対して、「セキュリティコード」や「ネット利用のためのパスワード(3Dセキュア)」を追加入力するシステムを導入するよう働きかけをしています。

# ④「ID・パスワードの使い回し」の注意喚起

〔教材 高P31、中P26〕

ネットショッピングのところで説明したように、いろいろな Web サイトで同じ ID とパスワードを使っていると、その ID とパスワードが他人に知られた場合 (例えばあるサイトからこれらの情報が漏えいした場合など)、他の複数のサイトで不正にログインされてしまうおそれがあります。

そこで、クレジット会社はカード会員に対して、Web やメールなどで以下のような注意喚起をしています。

- 複数のネットショッピングのサイトで同じ ID とパスワードを設定しないように する!
- ・推測されやすい単純なパスワードを避け、複雑なパスワードを設定しよう!
- ・ネットショッピングのサイトには、クレジットカード番号を登録しておかない!

### ⑤不正なカード利用を防ぐ

〔教材 高P32、中P27〕

クレジット会社は、不正検知システムを使って、24 時間 365 日、不審なカード利用 がないかどうかをモニタリング(監視)しています。

例えば、利用場所や過去の利用履歴などから本人が利用しているのか、偽造カードなどによって不正利用されているのかなどを判断しています。

このように、クレジット会社はモニタリングにより、不正利用をより早く発見して 不正利用を防ぐ取組みを行っています。

## ⑥カード利用時の確認

### 〔教材 高P32、中P27〕

「お店で使ってみよう」でも説明した通り、クレジット会社はクレジットカードの利用時に「利用可能なカード」かどうかを以下の観点でチェックしています。

- ・紛失したり、盗まれたカードではないか(紛失・盗難届が出されていないか)
- ・利用可能枠をオーバーしていないか
- ・カード有効期限が過ぎていないか など

クレジット会社は、このチェックにより問題ありと判断すれば、そのクレジットカードの利用を承認しませんので、販売店はそのクレジットカードの利用をお断りすることになります。

# ⑦カード契約者を守る

〔教材 高P33、中P28〕

上記のような対策や取組みにもかかわらず、クレジットカードが不正に利用されて しまった場合でも、クレジット会社はカード会員がカード会員規約(ルール)を守っ て管理・利用していて問題がないと認めれば、不正に利用された金額の支払いを免除 する補償制度を設けています。

なお、ルールを守らない例としては、

- ・カード裏面に署名欄がある場合に、その署名欄にサインをしていない
- ・暗証番号管理が悪く、暗証番号取引によって不正利用される
- ・家族が利用した
- ・不正利用されたにもかかわらず一定期間を過ぎてからクレジット会社に申し出たなどがあり、このようなときは補償制度を受けられない可能性があります。

また、補償するかしないかの最終的な判断は、クレジット会社が行います。

# 3章 クレジットカードはどうやってつくるの?

〔教材 高P36、中P31〕

クレジットカードをつくるには、クレジット会社にカード発行の申込みをして、クレジット会社の審査を受けます。

クレジットカードをつくるということは、クレジット会社と契約を結ぶということになります。また、販売店でクレジットカードを利用して商品の購入等をするということも、販売店と契約をするということです。

そこで、カードをつくる手順の説明の前に、契約の基本事項として、契約はいつ成立するのか、また一般的な契約である売買契約における権利と義務等について再確認した後で、販売店と消費者の二者間契約から始まったクレジット契約、その二者にクレジット会社が加わった三者間契約のしくみについて説明します。最後に、クレジットカードをつくる手順などを説明します。

1. クレジットのしくみを知ろう
〔教材 高P36、中P31〕

【基本:売買契約】

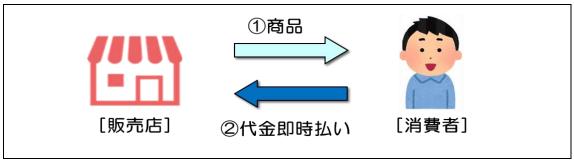
〔教材 高P36、中P31〕

契約にはいろいろなものがあります。友達にマンガを貸してもらうことや電車・バスなどに乗ること、映画館で映画を観ることもすべて契約です。

この契約の中で代表的なものは売買契約です。例えば、本屋さんで参考書を買う、コンビニでジュースを買うということは、売買契約を結ぶということになります。

売買契約は、販売店と消費者の間で、「この商品を買います」(消費者)、「この商品を 売ります」(販売店)とお互いの意思が合致することによって成立します。契約が成立 すると、お互いに権利と義務が発生するのでその義務を守らなければなりません。

売買契約においては、消費者は商品を引き渡してもらう権利がありますが代金を支払 う義務があります。販売店は、代金を支払ってもらう権利がありますが商品を引き渡す 義務があります。したがって、売買契約に基づいて、消費者はお金を支払う義務を、販 売店は商品を引き渡す義務をそれぞれ果たさなければなりません。



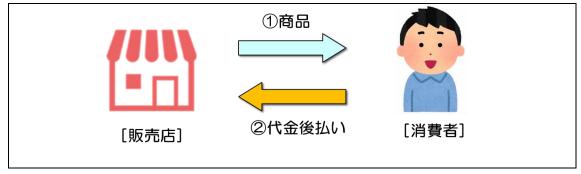
また、契約が成立した後は、契約した相手の同意がないと一方的にキャンセルはできません。例えば、消費者は販売店 A で購入した商品が別の販売店 B でもっと安く売っていることが分かったので、あらためて販売店 B でその商品を購入する場合を想定してみてください。消費者は、販売店 A で購入した商品が不要になることから、販売店 A との契約をキャンセルしたいと考えるでしょう。しかし、消費者は販売店 A の同意がなければその契約をキャンセルすることはできません。このことは、5 章や6 章のトラブル事例や留意事項に大きく関係していますのでしっかり認識をしておいてください。

なお、契約の成立には、基本的には契約書は必要ありません。契約書は合意(契約) した内容を明確にするために作成されますが、一般的に契約書がなくても前述の通りお 互いの意思が合致した時点で契約は成立することに留意してください。

# 【クレジット取引の場合① 二者間契約】 〔教材 高P37、中P32〕

消費者と販売店の二者間のクレジット契約です。この二者間契約では、クレジット会社が存在せず、販売店がその役割を行っています。

つまり、販売店が消費者を審査し、後払いでも大丈夫だと判断して、先に消費者に商品を引き渡し、消費者は代金を後から支払います。

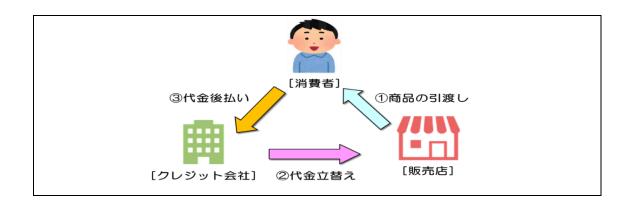


# 【クレジット取引の場合② 三者間契約】 〔教材 高P38、中P33〕

消費者と販売店、そしてクレジット会社が介在する三者間の契約です。消費者は、販売店でクレジットカードを利用して商品を購入すると、販売店から商品を受け取ります。クレジット会社は、利用されたクレジットカードの代金相当額を消費者に代わって販売店に立て替えて支払いをします。消費者は、クレジットカードの利用代金を後日クレジット会社に支払いをします。

消費者からみると、三者間契約では二者間契約とは異なり、買い物をするところと代金を支払うところが異なります。

それでは、三者間契約の具体的な内容をみてみましょう。

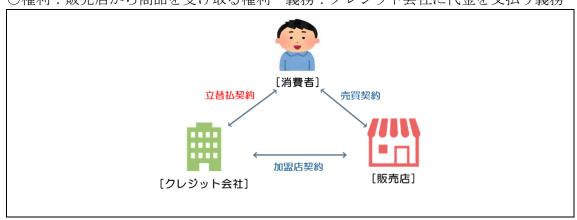


# 三者間契約って何? 【教材 高P39、中P34】

三者間契約は、前述の通り、消費者、販売店、クレジット会社の三者による契約です。 それぞれの間に契約関係がありますが、それぞれ契約は独立した別々の契約となります。 消費者と販売店の間は「売買契約」で、商品の購入やその引渡しなどに関する契約で す。消費者とクレジット会社の間は「立替払契約」で、クレジット会社は消費者が購入 した代金相当額を消費者に代わって販売店に立て替えて支払いをし、消費者はその代金 を後からクレジット会社に支払いをするという契約です。クレジットカードの場合、カード会員契約が結ばれ、その契約の中に立替払契約の内容が含まれています。販売店と クレジット会社の間は「加盟店契約」で、クレジットカードでの販売禁止商品や立替金 の支払日などクレジットカード取扱いなどのルールを定めた契約です。

このように、クレジット取引は消費者からみると二つの契約があることから、それぞれの契約に基づいて、購入した商品等に関することは販売店に、クレジット代金の支払いに関することはクレジット会社にそれぞれ相談・問合せなどをすることになります。 また、三者間契約における消費者の主な権利と義務は以下の通りとなります。

○権利:販売店から商品を受け取る権利 義務:クレジット会社に代金を支払う義務



# 3. どんなメリットがあるの? 〔教材 高P40、中P35〕

現在、クレジットは消費生活には欠かすことができない支払方法の一つとなっています。これは、クレジットの当事者である消費者、販売店、クレジット会社の三者にとってそれぞれメリットがあるからです。

それでは、三者それぞれのメリットを確認しましょう。

# (1)消費者のメリット

消費者からみたクレジットのメリットには、一般的には以下のことがあげられます。

- ①手元に現金がなくても買い物ができる(キャッシュレス)
- ②一定期間、代金支払いの猶予がある(期限の利益)
- ③代金を分けて払うことで、月々の負担を減らせる(分割の利益・家計の平準化)
- ④付加サービス (ポイント、割引、補償など) がある

①は、クレジットの本質的な機能が生み出すメリットです。クレジットで商品の購入等をする場合はその場で現金を支払う必要はありません。したがって、手元に現金がなくても商品の購入等をすることができるため、多額の現金を持ち歩く必要がありません。これは、安全性というメリットでもあります。例えば、海外旅行などで多額の現金を持ち歩くのは不安になりますが、国際ブランドのマークが付いたクレジットカードであれば海外の販売店でも利用できますので、このような時に実感するメリットです。

また、現金がなくても買い物ができるということは、商品の購入等の機会が増えるというメリットもあります。さらに、クレジットカードは暗証番号の入力またはサインだけで済むので、現金のやりとりの煩わしさを解消できるというメリットもあります。

②も、クレジットの本質的な機能が生み出すメリットです。契約によって定められた期日までは代金を支払わなくてもよいという利益があり、これを「期限の利益」といいます。1回払い(翌月一括払い=マンスリークリア)は次の支払日まで、ボーナス1回払いは次のボーナス払いの時期までこの期限の利益があります。また、分割払いやリボルビング払いは、利用した全額を一括して支払うことはなく、月々決められた額を支払うという期限の利益があります。

③は、分割払いやリボルビング払いの利用で、毎月の支払いが少額化されることによるメリットで、これを「分割の利益」といいます。現金で一括払いすることが難しい高額な商品の購入等にこれらの支払方式を利用すれば、月々の支払いを少額化することで購入することが容易になるとともに、家計の支出を平準化することができます。

④は、クレジットを利用して得られるポイントや割引が受けられる、購入商品が壊れてしまった時などの補償などの付加サービスをメリットと考える人もいます。

### (2) 販売店のメリット

販売店からみたクレジットのメリットには、一般的には以下のことがあげられます。

- ①消費者の手元にお金がなくても購入を勧められる (販売機会増加)
- ②金額の高い商品でも購入を勧められる(販売単価増額)
- ③代金回収・未収金のリスクがない(本業専念)

①は、商品等の販売促進のためということです。商品の購入等をするための支払方法が現金に限定されていれば、消費者は持っている現金の額までの商品等しか購入することができませんが、クレジットを利用すればそれ以上の金額の商品の購入等をすることも可能となります。これは消費者からみたメリットの一つ(キャッシュレス)としてあげたものですが、販売店からみればクレジットという支払方法を用意することによって、消費者が持っている現金の額以上の商品の購入等を勧められるということです。つまり、現金1万円しか持っていない消費者に3万円や5万円の商品の購入等を勧めることができるようになりますので、販売機会が増加します。

②は、高額な商品でも積極的に販売促進ができるということです。支払いを分割払い やリボ払いにすることにより月々の支払額を少額化することができるので、高額な商品 の購入等をすることが容易になることも消費者のメリットとしてあげました。このメリットも自動車や家具など高額な商品を販売する販売店においては、消費者にクレジット という支払方法を用意することで、販売を促進することができます。

③は、上記①や②のメリットを生かすために、販売店自ら代金を後払いにする二者間契約であった場合は、代金を回収するためのコストがかかりますし、支払ってくれなかったときは未収金となってしまうリスクがあります。この役割をクレジット会社が担ってくれることで、手数料をクレジット会社に支払うことにはなりますが、販売店は販売に専念することができます。

以上のように、消費者からみたクレジットのメリットを生かして、販売店は支払方法としてクレジットを用意することで、商品等の販売促進に役立たせています。

# (3) クレジット会社のメリット

クレジット会社からみたメリットには、一般的には以下のことがあげられます。これは、クレジット会社がどのように収益をあげているのかということになります。

- ①消費者から年会費や分割払いなどの手数料が入る
- ②販売店(加盟店)からクレジットを利用する手数料が入る(加盟店手数料)

①は、クレジット会社は消費者(カード会員)から得られる年会費や手数料等を収益 としています。年会費は、クレジット会社やクレジットカードの種類によって異なりま すが、一方で年会費を取らないクレジットカードもあります。

また、手数料はカード会員が分割払いやリボルビング払いなどを選択したときに発生します。手数料率は、クレジット会社がそれぞれの基準で決めていますので、すべてのクレジット会社で一律の手数料率ではありません。なお、分割払いやリボルビング払いなど手数料が発生する支払方式が選択されるのは、クレジットカード取扱額全体の10%程度ですので、カード会員からの手数料収入はクレジットカードの取扱額全体からみると多くはありません。

②は、クレジット会社はクレジットカードが利用された販売店から得られる手数料 (加盟店手数料) も収益としています。一般的に加盟店手数料率はクレジットカードの 取扱額に対して数%で、加盟店の規模 (一定期間のクレジットカードの利用額合計等) や業種 (百貨店、家電量販店、飲食店等) などによって異なり、加盟店とクレジット会社の契約によって決められています。

# 4. クレジットカードをつくるには? 〔教材 高P41、中P36〕

消費者がクレジットカードを持つきっかけは様々です。海外旅行や留学をするために必要だから、ネットショッピングの決済をスムーズにしたいから、よく行くショッピングセンターや映画館のメンバーズカードにクレジット機能が付いていたから、大学の学生証と一体化していたから、ポイントが多くたまるからなど様々です。

どのクレジットカードを選ぶ場合でも、そのカードの特徴などを事前に確認することが大切です。支払方式は選べるのか、リボルビング払い専用カードか、分割払いやリボルビング払いを選択したときにクレジット会社に支払う手数料の料率はどのくらいか、年会費はいくらか、海外でも使えるか、キャッシングの機能はあるかなどを確認し、十分比較検討をして、クレジットカードを持つ目的などにあったカードを選びましょう。なお、カードを利用すると付与されるポイントはあくまでもおまけです。

クレジットカードをつくるためには、クレジットカード申込書に必要事項を記入して クレジット会社に提出します。Web での申込みができるクレジット会社もあります。 申込みを受けたクレジット会社は申込者の審査をして、クレジットカードを発行する かどうかを判断しています。

それでは、クレジットカードの申込みから発行されるまでの具体的な流れを確認しましょう。

# (1) 申込みから発行までの流れを知ろう〔教材 高P41、中P36〕

# ①申込書に必要な事項を正確に記入しクレジット会社に提出

クレジットカードをつくるには、利用したいカードを発行するクレジット会社に申込みをします。申込書は銀行の窓口や販売店のカウンターなどに置かれているほか、クレジット会社に問い合わせて取り寄せることもできます。また、最近は、クレジット会社のWebサイトから直接申込むオンライン入会が増えています。

申込書に記入または申込画面に入力する項目は、クレジット会社がカードを発行するための審査に必要な事項です。申込者が正確に記入しないとクレジット会社は審査ができず、カードを発行することができません。

また、販売店でクレジットカードを利用する際に必要な4ケタの暗証番号は、クレジットカードの申込時に設定します(申込書などの所定欄に記入または入力します)。その際、生年月日や電話番号、4ケタの同じ数字(1111などの並び数字)など他人に推測されやすい番号は避けましょう。もし、暗証番号が使われてそのカードが他人に不正利用されたときは、その支払いはカード会員がしなければなりません。これは、暗証番号は本人しか知らないことが前提にあるからです。クレジット会社によっては、申込書などの暗証番号欄に生年月日などの他人に推測されやすい番号が記入または入力されていたときは、再設定を案内したり、クレジット会社が任意の暗証番号に変更してカードを発行することもあります。

さらに、クレジットカードの利用代金を支払うための金融機関名や口座番号なども 記入します。

なお、クレジットカードの申込書やパンフレット、クレジット会社の Web サイトには、カードを利用する際に必要な事項が記載されていますので、カードのメリットだけに目を向けず、これらをよく確認して申込みをすることが大切です。

また、クレジットカードを発行するクレジット会社には、「犯罪収益移転防止法」に基づいて、申込者の本人確認のために、氏名、住所、生年月日を運転免許証などの公的な証明書などで確認することが義務付けられています。このため、カードの申込時は、運転免許証などの提示またはそのコピーの添付などが求められます。

## ②クレジット会社による審査

クレジット会社は申込書の記入内容や申込画面の入力情報、信用情報機関の信用情報などを参考に審査をします。審査の基準は、「利用代金を後からきちんと支払ってくれる人かどうか」です。

なお、クレジット会社の審査の詳細については後述します。

# ③クレ<u>ジットカードの発行</u>

クレジット会社の審査が通れば、申込者にクレジットカードが発行されカード会員となります。カードは、一般的には「カード送付台紙」や「カード会員規約」などとともに送られてきます。

カード送付台紙には、カード申込時に届け出た金融機関の口座番号などが記載されているほか、そのカードの「利用可能枠」も記載されているので、必ず確認をします。

また、カード会員規約はカードを利用する上でのクレジット会社とカード会員との

契約事項(ルール)ですので、内容を確認の上保管しておきます。

そして、送られてきたクレジットカードの有効期限を確認するとともに、裏面に署名欄がある場合は自分のサインをします。サインは、漢字でもローマ字でも構いません。カード利用時に販売店から利用伝票へのサインを求められた際は、カード裏面にしたサインと同じサインをしますので、書き慣れたサインにするとよいでしょう。

くり返しになりますが、署名欄があるカードでは裏面にサインがないと利用できませんし、万一サインがない状態でそのカードが他人に不正利用されたときは、その支払いはカード会員がしなければなりません。

なお、クレジット会社によっては、カードを送付する際に、宛先に明記された本人 しか受け取ることができない「本人限定受取郵便」で送付することもありますので、 受取りの際に本人が確認できる運転免許証などの提示が求められることもあります。

# クレジットの豆知識 『キャッシングってなに?』

クレジットカードの機能として、ATM 等でお金を借りる機能があるカードもあります。クレジットに関する法律は、これまでも説明してきたように「割賦販売法」ですが、キャッシングに関する法律は「貸金業法」ですので、1 枚のカードで異なる法律が関係しています。

なお、キャッシング機能が付いたカードを申し込む際には、「貸金業法」によって収入等を証明する書類(源泉徴収票等)の添付が必要になることもあります。 キャッシングやローンについては、「4章【参考】」を参照してください。

# クレジットの豆知識 『クレジットカードは自分のもの?』

クレジット会社から発行されたクレジットカードは、あくまでもクレジット会社から貸出(貸与)されているものです。したがって、他人に貸与したり譲渡することはできず、またクレジット会社から返却を求められたときは返却しなければなりません  $(6 \oplus Q2 \gg M)$ 。

#### |クレジットの豆知識 『なぜ暗証番号は他人に推測されやすいものはだめなの?』

これまでも説明をしてきた通り、他人に暗証番号を使われて不正利用されると、 クレジット会社の補償制度が使えず、基本的にはカード会員がその支払責任を負 うことになります。

クレジットカードを落としたり盗まれたときは、財布やバッグごとというのが一般的です。財布やバッグには、運転免許証などの身分証明書を一緒に入れていることも多く、身分証明書には生年月日や電話番号が記載されていることもあります。不正利用者はクレジットカードの暗証番号を、身分証明書に記載されている生年月日や電話番号などから推測して不正利用するケースもありました。

このため、暗証番号を使われて不正利用されるとカード会員に迷惑がかかりますので、クレジット会社は他人に推測されやすい暗証番号にしないように告知をしています。

# (2) クレジット会社の審査ってどんなもの?〔教材 高P42、中P37〕

クレジットカードは、申込みをしたすべての人に発行されるわけではありません。クレジットカードを発行してもらうためにはクレジット会社の審査を受けなればなりません。

クレジットの支払いは後払いになりますので、クレジット会社の審査は「申込者が後からクレジットの代金を支払ってくれる人かどうか」を、すなわち「信用」に足る人かどうかを判断しています。

例えば、皆さんが自分の大事な時計を他人から「貸してください」とお願いされたときのことを考えてみましょう。皆さんの「貸す・貸さない」の判断基準はどのようなものになるのでしょうか。見ず知らずの人に自分の大事な時計を貸すのは勇気がいることでしょう。一方、日常よく会う仲間になら、比較的気軽に時計を貸せるかもしれませんが、それでも貸す相手の性格なども考慮するのではないのでしょうか。仲間であっても、いつも約束を破っている人には貸したくありませんし、しっかり約束を守る人には貸しても大丈夫と感じるのではないでしょうか。ここでの時計を貸すかどうかの判断基準は「この人に時計を貸したら約束通りに返してくれるかどうか」ということになると思います。

クレジット会社の審査も同様です。クレジット会社が、審査の判断材料とするのは、 申込書に記入または申込画面に入力された申込者の収入状況(年収額、勤務先、勤続年 数等)や居住形態(居住形態、居住年数等)、年齢、家族構成などのほか、自社のクレ ジットの取引状況や信用情報機関から提供された他のクレジット会社の取引状況等(信 用情報)も参考にしています。これらのものを総称して申込者の「信用」といいます。 申込者によって収入状態や居住状態が異なることから、各人が持っている「信用」も異 なります。

クレジット会社の審査は、申込者の「信用」をみてクレジットカードを発行するのが 適当であるかどうかを判断する業務です。

各クレジット会社は独自の基準をもとに審査をします。審査は、単一の項目(例えば収入額)だけを見るのではなく、それぞれの項目を照らし合わせて総合的に判断しています。したがって、クレジット会社で判断が異なることもあり、A クレジット会社ではクレジットカードを発行してくれたが、B クレジット会社では発行してくれなかったという事例もあります。

クレジットカードは、契約できるための「信用」を持ち合わせた人に発行されますが、 クレジット会社の審査基準に満たない人には発行されません。

なお、割賦販売法は、支払能力を超える利用可能枠があるクレジットカードの発行を 禁止するルールを定めていますので(カードの利用可能枠の上限額の考え方が規定され ています)、カードの利用可能枠はその範囲内になっています。

それでは、クレジット会社の審査手順を説明します。

### ①申込内容の確認

クレジット会社の審査は、まず申込書に記入または申込画面に入力された内容の確認です。

記入または入力する項目は、氏名、住所、勤務先、家族構成などいくつもありますが、これらの内容を確認します。確認する基準は各社様々ですが、一般的には次のような視点で行います。

- ・申込内容に虚偽や矛盾などはないか
- ・勤務先が実在しているか
- ・支払いをするのに十分な収入を得ているか
- ・その収入は安定しているか など

# ②自社における過去のクレジット取引の有無や支払状況等の確認

申込者と過去にクレジットカードや個別クレジットの取引があったかどうかの確認です。過去に取引があり、契約通りに支払いをしているということが確認できれば、今回も約束通りの支払いをしてくれる可能性が高いと推測することができます。しかし、支払いを遅延していれば、遅延した理由にもよりますが、今回の審査は慎重になることも想定されます。

# ③他社におけるクレジットの取引状況等の確認

# (信用情報機関に登録されている信用情報の確認)

信用情報機関から提供される他のクレジット会社の取引状況等(信用情報)を確認 します。クレジットの支払いの状況や支払残高なども確認します。

クレジット会社は、以上のような審査によって「利用代金を後からきちんと支払ってくれる人かどうか」を基準として総合的に判断をして、信用に足る人となればクレジットカードを発行します。

#### (3)信用情報機関とは? 【 高校生】 〔 教材 高 P 4 3 〕

ここでは、信用情報機関の役割などについて説明します。

信用情報機関は、クレジットの審査を正確かつ迅速に行うために設立された機関です。 クレジット会社は、前述した通り自社との取引履歴・利用状況だけではなく、信用情報 機関を利用することによって他のクレジット会社の取引状況等(信用情報)も確認して います。これによって、より正確な審査をしています。また、申込者にとってもクレジ ットの過剰な利用の抑制につながり、多重・多額債務に陥るというような事態の防止に も役立てています。

信用情報機関には、次のような信用情報が登録されていて、クレジット会社間で相互 に利用されています。特に、③取引事実に関する情報は、クレジットの利用や支払いに 関する客観的な情報(「支払っている」「支払っていない」という事実の情報を含みます)

#### として登録されています。

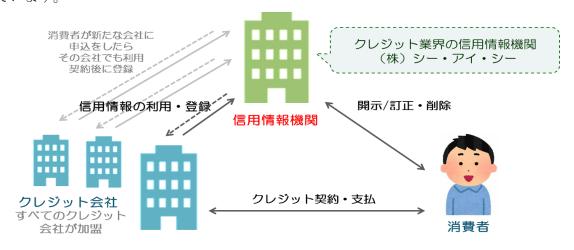
- ①属性情報(本人を識別するための事項) 氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号 など
- ②クレジットの申込みや契約の内容に関する情報 契約の種類、契約年月日、商品名、契約額、支払回数 など
- ③支払状況等に関する情報(取引事実に関する事項) 月々の支払記録(支払の履歴、遅延の有無等)、支払残高 など

なお、これらの信用情報は必要最小限の情報に限られ、クレジットの審査にのみ利用 されています。したがって、信用情報には思想、信条、宗教、趣味、病歴、犯罪歴等は 含まれていません。

信用情報は、消費者個人のクレジットを利用しているあるいは利用した記録ですので、 消費者にとって最も知られたくない種類の情報かもしれません。

割賦販売法では、クレジット会社に支払能力の調査(支払可能見込額調査)のために信用情報機関の信用情報を利用することと、自社と契約をしている消費者の信用情報を信用情報を信用情報を信用情報機関に登録することとその信用情報が信用情報機関から他のクレジット会社に提供されてクレジットの審査のために利用されることなどについて、事前に申込者の同意を得ることを義務付けています。具体的には、クレジットカードや個別クレジットの申込書などにその内容が記載されていて、「申込者はその内容に同意をして申込みをする」という形式がとられています。これによって、クレジット会社が勝手に消費者の信用情報を利用・登録しているのではなく、あくまでも消費者の同意に基づいて利用・登録をしていることを明確にしています。

また、信用情報機関を利用できるのはクレジット会社であり、信用情報機関の会員となる必要がありますので、誰でも利用できるものではありません。さらに、信用情報の利用目的はクレジットの審査のために限定されていますので、会員となっているクレジット会社であっても信用情報を社員の採用や人事考課などに利用することは禁止されています。



一方、クレジットを利用したことがある消費者は、信用情報機関には自分のどのような信用情報が登録されているか気になるのではないでしょうか。そこで、信用情報機関は所定の手続きにより登録されている信用情報を消費者本人に限って確認することができる制度を設けています(原則、本人以外は近親者であっても確認できません)。この制度を「開示」といい、その手続きは運転免許証などの本人を確認できる資料を持参して、各地の信用情報機関の支店等の開示窓口に直接出向く方法のほか、郵送や信用情報機関のWebサイトから申込む方法があります。

開示の結果、万一誤った信用情報が登録されていることを確認したときは、信用情報 機関や登録をしたクレジット会社に調査を依頼することができます。さらに調査の結果、 事実と異なる情報であれば、原則としてその情報は訂正・削除されます。

なお、信用情報機関は3つありますが、クレジット会社が加盟する信用情報機関は、 株式会社シー・アイ・シー (CIC) です。 URL: https://www.cic.co.jp

# クレジットの豆知識 『信用情報機関がブラックリストを作っているの?』

そもそもクレジット業界にはブラックリストは存在しませんので、信用情報機 関はブラックリストを作っている機関ではありません。

信用情報機関には、クレジットの利用や支払いなどに関する客観的な情報が登録されていますが、消費者の中には「支払っていない」という情報のみが登録されていると勘違いをしていることが想定されます。あるいは、信用情報機関は登録された情報のうち延滞をしている情報を選別してリスト化して販売していると勘違いをしているかもしれません。

信用情報機関には、「支払っている」という事実も登録されていますので、この「支払っている」という事実の積み重ねが、その消費者の「信用を育てている」ということになります。

# クレジットの豆知識 『CIC 以外にも信用情報機関はあるの?』

信用情報機関は業界ごとに設置されています。クレジット業界は、本文記載の CICになります。この他に、銀行等の金融機関が加盟する全国銀行個人信用情報センターと、消費者金融会社等が加盟する日本信用情報機構があります。

これら 3 つの信用情報機関は、延滞等の異動情報の交流を行っており、例えば クレジット会社が審査のために CIC に申込者の情報の提供を依頼 (照会) すると、 全国銀行個人信用情報センターと日本信用情報機構に登録されているその申込者 の延滞等の異動情報が登録されていればその情報も一緒に提供されます。同様に、 銀行や消費者金融会社等がそれぞれの信用情報機関を利用する場合も他の信用情 報機関に登録されている延滞等の異動情報を取得して、審査の参考としています。

この3つの信用情報機関間における異動情報の交流をCRIN(クリン)といいます。詳しくはCICのホームページを参照してください。

https://www.cic.co.jp/confidence/exchange/

# 4章 個別クレジットってどんなもの? 【高校生】

### 〔教材 高P46〕

個別クレジットは、消費者が販売店から商品の購入等をする際に、クレジットカードを利用せずにその都度クレジット会社に利用を申し込み、審査を受けて契約をするクレジットです。

個別クレジットの年間の取扱額は、クレジットカードの1割強程度ですが、自動車や大型家電、リフォーム、エステなどの高額な商品の購入等をする時に利用されています。また、身近なところでは、スマートフォンなどの携帯端末機の購入にもよく利用されています。携帯端末機の個別クレジットの分割払いの代金は、月々の通信料と一緒に口座振替(自動引落し)やクレジットカード、コンビニなどでの支払いになることから、個別クレジットを利用していると認識していない消費者の方もいると思います(6章 Q4参照)。

ここでは、個別クレジットの特徴と利用の流れ、利用上の留意点について説明します。 なお、最後に参考としてクレジットとローンの違いについても説明します。

# 1. 個別クレジットとは? 〔教材 高P46〕

個別クレジットには、以下のような特徴があります。

- ① クレジットカードを利用せずに、個々の商品の購入やサービスの提供を受けるために利用するクレジットのこと
- ②利用の都度、申込みをして、クレジット会社の審査を受けるクレジットのこと

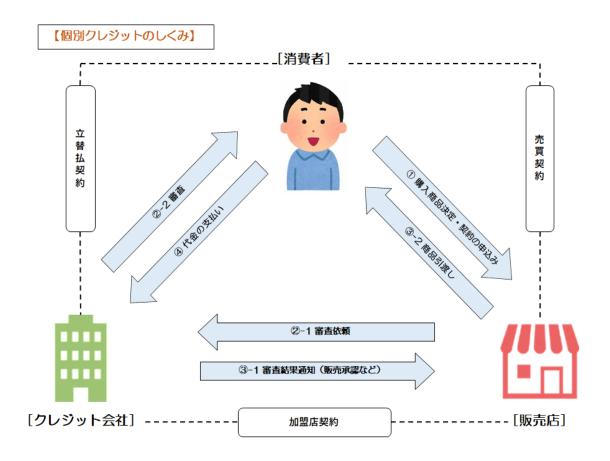
例えば、自動車の購入に個別クレジットを利用したい場合は、その自動車を購入する ための個別クレジットの申込みをしてクレジット会社の審査を受けます。審査が通ると その自動車を購入する契約をすることができ、後日その個別クレジットの契約に基づい て代金の支払いをします。

また、同じ販売店から個別クレジットでタイヤを購入したいときは、そのタイヤを購入するための個別クレジットの申込みをして、あらためてクレジット会社の審査を受けて契約をします。

このように、個別クレジットは、複数のクレジット契約があったとしてもそれぞれの 契約が独立していて、「申込み」→「審査」→「契約(商品受取り)」→「支払い」とい う流れがそれぞれの申込みごとに行われます。

なお、個別クレジットの利用は1つの商品に限られているわけではなく、購入が同時であるなら2つ以上の商品をまとめて利用することもできます。例えば、タイヤとカーナビシステムを同時に購入する時は、タイヤとカーナビシステムの代金をまとめて1つ

の個別クレジットで契約をすることができます。



# 個別クレジットの利用の流れ 〔教材 高P47〕

ここでは、代表的な個別クレジットの利用の流れと留意点について説明します。 なお、以下の利用の流れは一つの例示であって、販売店やクレジット会社によっては この流れと異なることもあります。

# ①購入商品決定・契約の申込み

消費者は購入する商品等が決まったら、販売店に個別クレジットを利用して購入することを申し出ます。なお、購入する商品等が決まった後に、個別クレジットを利用すると月々の支払額や支払回数がどのくらいになるかなどを確認してから個別クレジットを利用するかどうかを決めることもできます。

個別クレジットの申込書は、クレジット会社と加盟店契約を結んでいる販売店に用意されていますが、この申込書は一般的に申込者と販売店が結ぶ売買契約(商品の購入や引渡しなどに関する契約)の一部と、申込者とクレジット会社が結ぶ立替払契約(代金の支払いなどに関する契約)の申込みを兼ねたものになっています。

また、申込書は複写式で複数枚で1セットになっています。一般的に、表紙には個別クレジットのしくみや注意事項が、必要事項の記入ページの裏面には規約がそれぞれ記載されています。これらは契約に関する重要な事項ですから、これらの内容を十分確認してから申込みをします。

消費者は、申込書に必要事項(氏名、生年月日、住所、勤務先、年収、居住形態等) を正確に記入するとともに、支払いのための金融機関名や口座番号などを記入して、 販売店に提出します。

支払回数・期間は、手数料の額や月々に支払える額などを考慮して、また必要に応じて販売店と相談をして決めます。

申込書の商品名や支払金額、支払回数・時期などは、販売店の担当者が記入します。 そして、申込書は販売店からクレジット会社に送付されます。

申込みの手続きが済んだら、販売店から申込書の控え(お客様控え)を受け取ります。この控えはクレジット契約の内容が記載されていますので、契約が成立し支払いが終了するまで大切に保管してください。

なお、申込書は書面によるものだけでなく、タブレットのアプリや Web から申込みができるようにしているクレジット会社や販売店もあります。

また、クレジットカードの支払方式の一つであるリボルビング払いについては、個別クレジットには原則としてありません。

# ②クレジット会社による審査

クレジット会社は、販売店から個別クレジットの申込書を受領すると審査を行います。審査の基本的な考え方はクレジットカードの審査と同様に、「申込者が後からクレジットの代金を支払ってくれる人かどうか」になりますので、審査の手順もクレジットカードと同様です。

また、割賦販売法では、クレジットカードと同様に支払能力を超える契約をすることを禁止しています。このため、クレジット会社は支払可能見込額の調査をして、申込みをした個別クレジットの契約に基づいて今後 1 年間に支払うこととなるクレジット代金の合計額が調査をした支払可能見込額の範囲内であることが契約をすることができる条件となります。

なお、支払可能見込額を超えない申込みであったとしても、クレジット会社の審査 によっては個別クレジットの契約ができないこともあることに留意してください。

#### ③契約・商品の受け取り

クレジット会社は、審査結果を販売店に連絡をします。契約が可となると、消費者は販売店から商品を受け取ることができます。販売店で待っている間にクレジット会社の審査が終了するときはその日に商品を持ち帰れますが、商品の種類や金額、販売店の販売形態等の関係でクレジット会社の審査が後日になる場合は、契約が成立した後の受け取りになります。なお、商品の引渡日は、一般的には販売店から交付されるクレジット申込書の控えに記入されています。

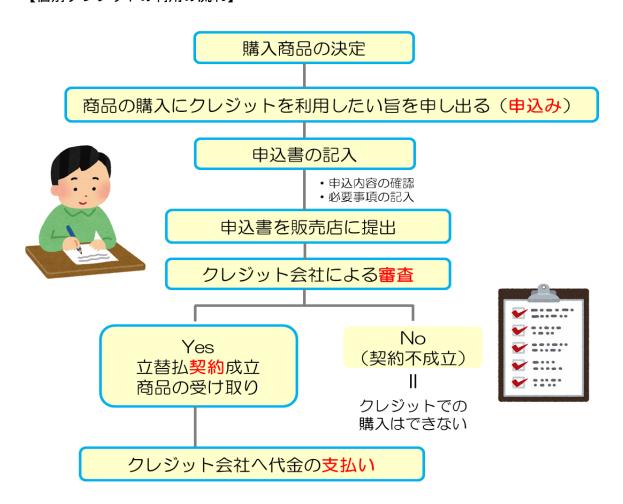
# <u>④クレジット会社への代金の支払い</u>

個別クレジットの契約が成立した後は、契約内容に基づいて、商品の代金を分割払いなどでクレジット会社に支払いをします。クレジットカードとは違って、クレジット会社は毎月の利用明細を送付しませんので、申込書の控えや契約成立後にクレジット会社から送付されることのある支払明細書(各月に支払う額の一覧表)などを確認して忘れずにクレジット代金を支払うことが大切です。もし、クレジット代金の支払いが遅れたときは、クレジットカードのときと同様になります。

クレジット代金の支払いがすべて終了すると、その商品に関する個別クレジットの 契約は終了します。

なお、クレジット代金の支払いが終了するまで、購入した商品の所有権はクレジット会社にありますので、契約者はその商品を使うことはできますが、勝手に処分(他人への売却など)することはできません。クレジット代金の支払いが終了するとその商品の所有権は契約者に移転しますので、処分も自由にすることができます。商品の所有権留保については、クレジットカードを利用したときも同様です。

### 【個別クレジットの利用の流れ】



# 個別クレジットとクレジットカードは何が違う? (教材 高P48)

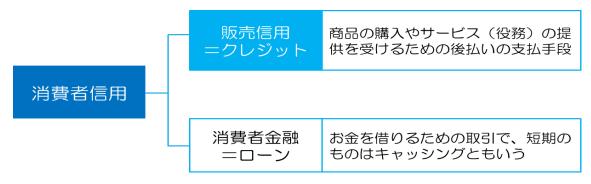
それでは、個別クレジットとクレジットカードには、どのような違いがあるのでしょうか。

個別クレジットは、商品購入時に個別クレジットを利用するごとに申込みをして、クレジット会社の審査を受けます。また、個別クレジットの申込書は販売店を経由してクレジット会社に送付されます。

クレジットカードは、クレジット会社にカードの申込みをして、クレジット会社の審査が通ればクレジットカードが発行されます。カードが発行されると、そのカードを利用することができるので、カードを利用する都度あらためて申込みをしたり、審査を受けることはありません。

# 【参考】 消費者信用とは? 〔教材 高P49〕

消費者の信用に基づく契約としては、「クレジット」のほかに「ローン(キャッシング)」があります。ローンは「お金を借りる」契約で、商品の購入等をするための支払方法であるクレジットとは異なります。一般的に、クレジットのことを「販売信用」といい、ローンのことを「消費者金融」といいます。そして、これらをあわせて「消費者信用」といいます。



# クレジットの豆知識 『消費者金融とは?』

消費者金融はクレジットとは異なり、契約の当事者は「消費者」と「お金を貸す会社(消費者金融会社、クレジット会社、銀行等。以下「消費者金融会社等」といいます。)」の二者で、お金の貸し借りに関する金銭消費貸借契約が結ばれます。お金の借り入れには、住宅ローンに代表されるように不動産等の担保を必要とするものと担保が必要ないもの(無担保)がありますが、一般的に無担保のものを「消費者金融」あるいは「消費者ローン」とよんでいます。

# 5章 高校生として知っておきたいこと 【高校生】

# 〔教材 高P52〕

高校を卒業すると大学などへの進学や就職など、社会に出ていくことになります。一 方で、契約に関する知識がまだ十分でない状況で、様々な勧誘を受ける機会が増えます。 それは、本人にとって必要なこともあれば、まったく必要のないこともあるでしょう。 まったく必要のない商品等であっても、きっぱりと断ることができなくて契約をしてし まうケースもあります。

未成年者であれば、民法の規定によって「未成年者取消権」を使ってその契約を取り 消すことができることが多くありますが、成人になるとそれは使えません。2022年4月 1 日からは成年年齢が引き下げられ 18 歳で成人となりましたので、一般的には高校 3 年生で成人となります。

ここでは、若年者に多いトラブル事例などを紹介することで、契約をする際の留意点 やクレジットを利用することによって消費者を守ってくれる制度など、社会に出る前の 高校生として知っておくと役に立つ内容を説明します。

# 1. 成年年齢の引き下げとクレジット 〔教材 高P52〕

成年年齢の引き下げについては6章にも説明がありますが、民法の改正によって2022 年4月1日に 20 歳から 18 歳に引き下げられました。成人になると、親権者(両親)の 管理が及ばず、未成年者契約としてその契約を取り消すことができなくなります。した がって、単独で様々な契約ができる反面、すべての行動や契約には本人が責任を負うこ とになります。

例えば、両親の同意がなくても、クレジット会社の審査によってクレジットカードを 作ったり(高校生は対象外が多い)、スマートフォンの端末機の購入に個別クレジット の契約をすることができます。しかし、未成年者契約として取り消すことができなくな り、本人が自分の責任で契約の義務(代金の支払いなど)を果たすことになります。

現在でも、悪質な販売店が新成人などの若年者を狙っていることが報告されています。 このような事例において、支払方法にクレジットカードや個別クレジットが利用される ことがあります。悪質な販売店は、若年者がこのような取引に不慣れなところを狙って 言葉巧みに近づいてきて、本人が必要とは思われない商品などを無理やり販売しようと したり、断れないような状況をつくって契約を迫ってきます。特に、本人も興味がある ような内容の場合(例:簡単に儲けられるとの勧誘やエステ・化粧品の契約など)であ っても、すぐに契約をせずに、家族などの理解を得てから契約をすることが大切です。

#### ≪契約時のポイント≫

- 軽い気持ちで契約をしないうまい話には飛びつかない
- ・ネットの情報に流されない
- 契約を急がす業者とは契約しない
- 支払いに不安があるなら契約しない ・時にはきっぱり断る

# 2. 若年者に見られるトラブル事例 〔教材 高P53〕

前述の通り、悪質な販売店が若年者を狙っています。ここでは、若年者が遭っている 実際のトラブル事例を紹介しますので、このようなことにならないように、安易に契約 せず慎重に対応することが大切です。

# (1) 自ら安易に契約してしまうケース〔教材 高P53〕

- ①SNS で知り合った人から「1 日数分の作業で月に数百万円を稼ぐ・・・」と勧誘を受けて興味を持ち、サイドビジネスに関する情報商材をクレジットカードで購入した。ところが、内容が説明と異なる上に儲からなかった。
- ②SNS で「簡単に儲けられる」という広告に興味を持ちメッセージを送った。海外投資のサイトを勧められて、そのサイトで投資金額をクレジットカードで支払った。 結局、儲からなかったので取引をやめたいと思ったが、さらに多額の取引することが解約条件になっていてやめられない。

両方のケースとも、「簡単に儲けられる」という言葉に興味をもって、安易に契約をしてしまう事例です。当協会にも、「儲からないから契約をやめたいがどうしたらよいか」という消費者からの相談があります。よく考えてみてください。本当に全員が儲けられるしくみはありませんし、本当に儲けられたとしても、それは一部の人に限られるでしょう。そもそも、本当に儲かるなら他人には教えずに自分が独占するはずです。

このような業者は、「必ず儲かるから高い代金を支払ってもすぐに取り戻せる」などと言って勧誘をします。支払うお金がないというと、「クレジットカードがあるならクレジットカードで支払える」「個別クレジットが使えるからそれを使えばいい」と言ったり、時には「このクレジット会社は審査が甘いからクレジットカードを申込んでそれで支払ったらいい」とか、消費者金融会社の窓口まで連れて行って、そこでローンの申込みをさせて借りたお金で支払いをさせるようなことをしている事例もあるようです。

近年はインターネットで情報を得ることが容易になり、SNS を通じ勧誘されるケースなども増加しています。前述の通り、安易な契約はせずに、お金がないなら契約はしないことやきっぱり断るなど、慎重な契約を心掛けることが大切です。

# (2) 断れずに契約してしまうケース 〔教材 高P54〕

- ①中学からの友人に、投資商品を広める儲け話を持ち掛けられた。自分も投資に参加しながら、さらに他人に紹介すれば紹介料が得られるという。気は進まなかったが、入会金は高額だけど簡単に儲かると言うし、友人の誘いで断るわけにはいかず、入会金をクレジットの分割払いで支払った。結局投資はうまくいかず、他人にも紹介できないので、その後のクレジットの支払いに困っている。
- ②エステ店でエステサービスの契約や美容商品の購入を勧められた。興味はあったものの「お金がなく、支払えない」と店員に伝えたところ、クレジットで支払えばいいと強く勧められ、断れずにクレジットの分割払いで契約した。

①のケースは、友人からの誘いのため、友人関係を壊したくないとのことで断り切れずに契約をしてしまう事例です。このように他人を紹介することで販売機会を増やしそれによって儲けることができるというような方法は、一般的には「マルチ商法」といって、違法な取引ではありませんが、投資商品の他にも化粧品や日用品、さらにはサービスなどのケースも多くあります。



②のケースは、自分も興味がある場合ですが、興味があるからこそなかなか断ることができない事例です。また、消費者は「お金がないので支払えない」と言えば販売店はあきらめてくれるだろうと考えて言っているケースがあるようですが、販売店はそのような断り方をするのは分かっていて、このような断り方をしたということは「興味はあるので、支払いが可能であれば契約をしたいと考えている」と判断しています。このため、クレジットの分割払いを使えば月々の支払額も多くならないと言って契約を勧めてきます。消費者ももともと興味があるので、月々の支払額が多くならないならいいかなと思って契約をしてしまいます。

しかし、月々の支払いが少額とはいえ契約金額が多額になるので、本人が途中で「支払うことができなくなったのでどうすればいいか」という相談もあります。

このため、契約はよく考えてからすることが大切ですし、必要のない契約はきっぱり 断る勇気が必要です。もし契約に迷った時は一度持ち帰り、家族など親しい人に本当に 契約するのがいいのか相談をすることです。

# クレジットの豆知識 『悪質な取引の留意点』

個別クレジットの申し込みにあたって、店員に指示され、過大または虚偽の年収を記入してしまうケースが報告されています。クレジット会社の適正な与信審査を妨げるものであるため、そのようなことを言ってくる販売店ならその契約はやめることです。

# 3. クレジットの利用者を守る制度 〔教材 高P55〕

クレジットの法律である割賦販売法や消費者トラブルの多い販売方法を対象にした 特定商取引法などにおいては、消費者保護の観点から申込者や購入者等を守る規定が設 けられていますので、その内容などを説明します。

### (1) 支払停止の抗弁(割賦販売法)

支払停止の抗弁は、割賦販売法に規定されている消費者を保護する規定で、個別クレジットやクレジットカードの利用者は販売店と問題が生じているときはその問題が解消するまではそのクレジットの利用代金の支払いを停止することができるというものです。

例えば、ある消費者が個別クレジットの分割払いで 30 万円のダイニングテーブルー式を購入し、商品は1か月後に配送される契約をしたとします。ところが、ダイニングテーブルー式は1か月を過ぎても届かず、購入した販売店からは何の連絡もありません。一方、その個別クレジット契約の支払いがもうすぐ開始される場合を想定してください。この消費者は、商品を受取っていないのに、契約通りクレジット代金の支払いをしなければならないのでしょうか。

まず、クレジット契約ではない一般の売買契約の場合を考えてみましょう。この売買 契約に基づく購入者の債権と債務は、以下の通りとなります(3章参照)。

- ○債権=販売店からダイニングテーブルを受けとる権利
- ○債務=販売店に代金を支払う義務

債権と債務は相対(同時履行)の関係にありますから、民法の規定によって、購入者は販売店がダイニングテーブルを引き渡さなければ代金を支払わないと主張することができます(同時履行の抗弁権)。

では、クレジットのケースはどうでしょうか。クレジットは三者間の契約ですので、 購入者は商品の購入・引渡しに関する売買契約を販売店と結び、代金の支払いに関する 立替払契約はクレジット会社と結びます。クレジット契約は、前述した一般の売買契約 における購入者の債権と債務の相手先が異っています。したがって、購入者にとって販 売店との売買契約上の事由(販売店から商品の引渡しがないという事実)が、クレジット会社との立替払契約にどのような影響を与えるかということになります。

本来、別々の契約はそれぞれ他の契約に影響を及ぼさないというのが原則です。売買契約と立替払契約は別々の契約ですから、原則として売買契約に基づく商品の引渡しがないということは、立替払契約に基づくクレジット代金の支払いには影響を与えないことになりますので、購入者は商品の引渡しがなくてもクレジットの代金の支払いをしなければならないということになります。

しかし、それでは購入者を保護することができないとして、割賦販売法では、売買契

約と立替払契約は別々の契約ではあるものの、売買契約と立替払契約は密接な関係にあることなどから、販売店との間に生じている事由をもってクレジット会社への支払いを拒むことができるという「支払停止の抗弁」が規定されています。この「支払停止の抗弁」が規定されています。この「支払停止の抗弁」を主張できる事由としては、この事例の様に商品の引き渡しがない場合のほか、商品等の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合(欠陥などがある場合)や、強迫・強要によって契約させられた場合、詐欺による場合などがあります。

なお、「支払停止の抗弁」を主張するためには、クレジット会社に対して、販売店との間に生じていることを申し出る必要があります。このクレジット会社への申出の方法は、一般的にはその生じている事由などの内容を記入した書面(抗弁書)を提出します。申し出る書面の書式は決まっていませんが、契約をしているクレジット会社に問い合わせれば取り寄せることができます。

このケースでは、購入者は商品が届いていないことをクレジット会社に申し出て、いったんクレジット代金の支払いを停止します。その上で、販売店に対して、購入したダイニングテーブル一式の納品を求めていくことになります。

ただし、「支払停止の抗弁」は文字通り支払いを「停止」することができる権利で、 契約を解除したりすでに代金を支払っている場合にその支払った代金の返還を要求す ることができる権利ではありません。このケースの場合、購入した商品が納品されれば この販売店との問題(抗弁の事由)が解消されたことになり、購入者はクレジット会社 への代金の支払いを再開することになります。

なお、支払停止の抗弁は、個別クレジットだけではなくクレジットカードにも適用されますが、割賦販売法の対象取引ではない1回払い(翌月一括払い)には適用されません。また、個別クレジットやクレジットカードの利用であっても、分割払いの場合は支払総額(手数料込みの金額)が4万円未満、リボルビング払いの場合は現金価格が3万8千円未満の取引のときには適用されません。

また、商売のためにする取引(営業のためもしくは営業としての取引=自分の店で販売するために商品を仕入れる取引など)の場合も、消費者としての取引ではないため適用されません。

なお、クレジット代金の支払いがすべて終了しているときは、停止する支払いが存在 していないので申し出ることはできません。

#### (2) クーリング・オフ(特定商取引法・割賦販売法)

クーリング・オフは、特定商取引法や割賦販売法に規定された消費者保護規定で、特定の取引類型において一定期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除(契約の解除等といいます)ができる制度です。無条件で契約の解除等ができるということは、すでに代金の支払いをしている場合はその代金の返還を求めることができ、購入した商品を使ってしまった場合でも使った状態で返還すればよいことになります。

ただし、化粧品のような消耗品の場合は、「使った場合はクーリング・オフができない」旨の告知を受けていた場合には、使った分についてはクーリング・オフができず、

その分の代金を支払わなければなりません。また、自動車はクーリング・オフができません。 さらに、商売のためにする取引の場合もクーリング・オフができません。

最初に、特定商取引法のクーリング・オフの内容を紹介します。

# ①クーリング・オフができる取引

訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘因販売 取引、訪問購入が対象となります。

| 取引類型      | 取引の内容                         |
|-----------|-------------------------------|
| 訪問販売      | 販売店が営業所等以外の場所(自宅など)で消費者と申込みや契 |
|           | 約をする取引や電話やメール等で営業所等に来訪を要請しその営 |
|           | 業所等で申込みや契約をする取引 など            |
| 電話勧誘販売    | 販売店が電話やメール等で勧誘し、消費者からその電話やメール |
|           | 等で申込みや契約をする取引 など              |
| 連鎖販売取引    | 消費者が販売員となって、消費者が購入した商品等を他の消費者 |
|           | に転売することで利益(収入)を得られると言って、消費者に商 |
|           | 品の販売等をする取引                    |
| 特定継続的役務提供 | エステティックサロン、英会話教室、学習塾、家庭教師派遣、パ |
|           | ソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療のサービスを、消 |
|           | 費者に2か月(エステティックサロンは1か月)を超える期間で |
|           | 5万円を超える契約をする取引                |
| 業務提供誘因    | 事業者が提供や紹介する仕事をすることで利益(収入)が得られ |
| 販売取引      | ると言って、消費者にその仕事に関連する商品等を販売する取引 |
| 訪問購入      | 買取業者が、営業所等以外の場所(自宅など)で消費者から物品 |
|           | を買い取る取引                       |

# ②クーリング・オフができる期間

取引の類型ごとに、クーリング・オフができる期間が定められています。

| 取引類型         | 期間                        |  |  |
|--------------|---------------------------|--|--|
| 訪問販売、電話勧誘販売、 |                           |  |  |
| 特定継続的役務提供、   | 法律に定められた書面等を受取った日から8日間    |  |  |
| 訪問購入         |                           |  |  |
| 連鎖販売取引、      | 法律に定められた書面等を受取った日から 20 日間 |  |  |
| 業務提供誘因販売取引   | 伝年に足められた音曲寺を支取った日から 20 日间 |  |  |

# ③クーリング・オフの申出方法

消費者がクーリング・オフをしようとするときは、上記②の期間内に、書面または電磁的方法により販売店に対して申し出る必要があります。一般的には、はがきなど

に必要事項を記入して書留郵便で送付することが多いようです。また、クーリング・ オフの期間内かどうかは送付したはがき (郵便) の消印の日付で判断することなりま す。

# ④クーリング・オフの効果

クーリング・オフは無条件解約ですので、以下のような効果があります。

- ○販売店は、損害賠償や違約金を請求できない
  - ⇒ 消費者は支払わなくてよい
- ○販売店は、商品がすでに使われていたりサービスを提供していたとしてもその使 用料などは請求できず、またその商品の引取費用を負担しなければならない
  - ⇒ 消費者は、商品の引渡しを受けているときは、それを使ってしまったとしてもその使った商品を返還すればよく、また返還費用も負担しなくてよい
- ○販売店は、消費者から代金等を受領しているときは、その代金等全額を返金しな ければならない
  - ⇒ 消費者は、すでに代金を支払っているときは、その代金全額の返金を受けることができる
- ○販売店は、リフォームなどですでに工事を開始していたとしても、無償で元の状態に戻さなければならない(原状回復)
  - ⇒ 消費者は、無償で原状回復を受けることができる

次に、割賦販売法のクーリング・オフの内容を紹介します。

割賦販売法にも、訪問販売等(訪問購入を除く)で個別クレジット契約を締結したときにクーリング・オフができる規定があり、個別クレジット契約をクーリング・オフすると連動して自動的に売買契約などもクーリング・オフできる旨が規定されています。個別クレジット契約のクーリング・オフの要件や効果などは、特定商取引法の規定とほぼ同じですが、「クーリング・オフの申出先はクレジット会社」になります。

なお、クレジットカード取引には割賦販売法のクーリング・オフの規定の適用はありませんので、特定商取引法に規定される取引類型については、特定商取引法に基づいて売買契約等をクーリング・オフすることになります。

# 【クーリング・オフの整理】

| 個別クレジット<br>契約の有無          | 法律      | 申出先                              | 要件                          | 効果                   |
|---------------------------|---------|----------------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 有                         | 割賦販売法   | クレジット会社<br>(販売店にはクレ<br>ジット会社が通知) | 一定期間内に書<br>面で申出             | 無 条 件<br>解約<br>( 消 費 |
| 無<br>(現金やクレジッ<br>トカード利用時) | 特定 商取引法 | 販売店<br>(念のためクレジ<br>ット会社にも通知)     | 一定期間内に書<br>面または電磁的<br>方法で申出 | 者の負<br>担はな<br>い)     |

# クレジットの豆知識 『郵便の消印の日付けは?』

クーリング・オフのところで説明した通り、クーリング・オフは申し出る期間内にはがきを出すことが一般的です。

訪問販売で契約をしたあとでクーリング・オフを申し出ようとして、法定書面を受領した日から8日目にはがきを出そうとポストに行ったところ、その日の集荷時間がすでに過ぎていたとします。次の集荷は翌日になってしまうことから、クーリング・オフができる期間を過ぎてしまいますが、この場合はどうなるのでしょうか。

結論から言うと、クーリング・オフができる期間の最終日にポストに投函をすれば、たとえその日の集荷時間が過ぎていたとしても、クーリング・オフは認められることになります。

本文で説明した通り、クーリング・オフができる期間内かどうかは、送付した郵便の消印で判断することになります。郵便の消印は、その日の最初の集荷時間に集荷されたすべての郵便物は、前日の日付の消印となります。したがって、前日の集荷時間後にポストに投函された郵便物も、当日集荷時間前に投函された郵便物もすべて前日の消印となることから、クーリング・オフができる期間内に投函されたと判断されます。

# クレジットの豆知識 『通信販売ではクーリング・オフができないの?』

通信販売(カタログ販売・テレビショッピング・インターネットショッピング等)には、クーリング・オフに関する規定はありません。

これは、訪問販売などにおいては、消費者は受動的な立場に置かれ、契約をする 意思が不安定なまま契約の申込みや締結をしてしまうことが多いことから、消費 者保護規定として設けられた制度です。

一方、通信販売では、自らが購入する意思をもって申込みを行うことから、クーリング・オフのような消費者を保護するための制度は設けられていません。

ただし、通信販売においては、店舗のように商品等の現物を確認したうえでの 申込みではないことから、クーリング・オフに代わるものとして、一般的には販売 店が「返品に関する特約」を表示しています。したがって、返品(キャンセル等) をするときは、この表示されている特約に従うことになります。

なお、販売店がこの特約を表示していない場合は、商品を受け取ってから 8 日 以内であれば返品をすることができます。

# <返品特約表示例>

- ・購入者は、商品を受け取ってから 8 日以内であれば、未開封の場合に限り返品をすることができます。ただし、返品に要する費用は購入者が負担します。
- ・購入者は、返品をすることはできません。 など

# (3) その他の消費者保護の制度〔生徒向け教材には掲載していません〕

割賦販売法や特定商取引法ではクーリング・オフ以外にも以下のような消費者保護規定がありますが、クレジット契約の場合は個別クレジットが対象となります。したがって、クレジットカード取引のときは、特定商取引法に規定されている取引類型であれば、特定商取引法の規定に従って売買契約等の解除・取消しをすることになります。

# ①過量販売の場合の契約の解除等〔訪問販売および電話勧誘販売の場合〕

通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買など、いわゆる「過量販売」が行われたときは、その契約については、契約後1年以内であれば解除することができます。この場合、購入した商品は販売店に返還しなければなりませんが、すでに支払った代金は返金されます。また、違約金等を支払うこともありません。

なお、クーリング・オフとは異なり、申出はクレジット会社と販売店の両方にする ことに留意してください。

# ②不実告知・事実不告知等の場合の契約の取消し等〔クーリング・オフができる取引 と同じ取引が対象〕

訪問販売等において、販売員等から商品の品質・性能などの重要事項等について「うそをつかれた」(不実告知)、あるいは「本当のことを言ってくれなかった」(事実不告知)ことなどにより誤認して売買契約や個別クレジットの契約をした場合は、うそをつかれた等と知ったときから1年間又は契約締結のときから5年間は、この契約を取り消すことができます。これにより、最初から契約はなかったことになり、商品は販売店に返還しなければなりませんが、すでに支払った代金は返金されます。

また、消費者契約法によって、特定商取引法に規定する取引かどうかにかかわらず、 悪質な販売方法や著しく過量な販売による契約を取り消すことができたり、契約条項の 中で一方的に消費者が不利になるような条項(例:販売店は一切責任を負わないという 規定)は無効(効力がない)とするなどの消費者を保護する内容が定められています。

# 4. 多重債務ってどんなもの?〔教材 高P56〕

多重債務とは、クレジット代金の支払いにあたって、カードキャッシングや消費者金融など複数の金融機関や消費者金融会社等からお金を借りて支払うことを繰り返し、複数の会社にとても支払うことのできない債務を抱えてしまうことをいいます。

多重債務にならないためには、支払能力を超えた利用とならないように計画的かつ必要に応じた利用を心掛けることが大切です。また、支払いができなくなったときには、絶対に「他の金融機関等から借り入れたお金で支払いをしない」ことが大切です。

したがって、支払いができなくなった時点ですぐに家族や身近な人に相談しましょう。 ここでは、そもそも支払いを遅延するとどうなるのか、支払困難になったときの対処 方法、そして債務整理について順番に説明します。

# (1) 支払いの遅延〔生徒用教材には掲載していません〕

クレジットカードを利用後あるいは個別クレジットを契約後に、勤務していた会社が 倒産して収入がなくなってしまうことや、契約者やその家族等が病気やけがのための入 院等による予定外の出費など、様々な理由によりクレジットの支払いを遅延してしまう ことがあります。この場合、どのような影響があるのでしょうか。

#### ①クレジットカードの利用停止

2章で説明した通り、カードの利用代金の支払いを遅延すると、クレジット会社は その支払いが完了するまでの間一時的にそのカードの利用を停止します。遅延しても すぐに支払いをすると、再びそのカードを利用することができるようになります。

### ②遅延損害金

クレジットカードや個別クレジットの支払いを遅延すると、月々の支払額のほかに クレジット会社から遅延損害金を請求されます。一般的に、契約による支払いが遅延 すると遅延損害金を支払わなければなりませんが、消費者保護の観点からその額には 関係法令に上限が定められています。

#### ③期限の利益の喪失

消費者がクレジットカードや個別クレジットを利用することによって得るメリットの一つは支払いを後払いにできることです。3万円の商品を現金で購入すれば、その場で商品代金の全額(3万円)を支払わなければなりませんが、例えばクレジットを利用して6回払いを選択すれば、消費者は6か月という期間にわたって6回に分けて支払えばいいという利益を得ることができます。前述の通り、この利益を「期限の利益」といいます。言い換えれば、契約に定められた日までは支払わなくてもよいという利益です。

支払いを遅延している期間が長くなると、クレジット会社は消費者の期限の利益を

喪失させます。つまり、消費者は支払いを後払いにする利益を失って、クレジット会社に残金を一括して支払わなければならなくなります。その際の支払いには遅延損害金も加算されます。

数日程度の支払遅延ですぐに「期限の利益」を失うことはありません。これは、割 賦販売法によって、クレジット会社は支払いが遅延している消費者に対して 20 日以 上の相当な期間 (一部の取引においては8日以上) を定めて、書面で支払いを催告 (督 促) したにもかかわらず、その期間内に支払いがなかったときでなければ、支払いの 遅延を理由に期限の利益を喪失させることはできないと規定しています。

また、クレジットカードの場合は、カード会員規約に基づいて期限の利益を喪失するとともにカード会員資格が取消されます。

# 4商品の引き揚げ等

クレジットカードや個別クレジットで購入した商品は、引渡しを受けた日から利用できますが、これは自分のものになったからではなく、その商品の占有権(使用権といったほうが分かりやすいかもしれません)が認められているだけです。商品の所有権は、もともと販売店にありますが、クレジット会社が販売店に代金相当額を立て替えて支払ったことにより、販売店からクレジット会社に移転します。そして、消費者がクレジット代金の支払いが終わるまでクレジット会社にあります。これを「所有権留保」といいますが、消費者はクレジット代金の支払いが終わるまで商品の本来の意味での持ち主にはなれないわけです。消費者はその商品を使える権利だけしかありませんので、クレジット代金の支払い中は、その商品を他人に譲渡したり転売したりすることはできません。

クレジット会社は、個別クレジット契約の規定やカード会員規約において、消費者がクレジットの代金を支払わないことを理由にして期限の利益を喪失した場合に、クレジット会社は所有権に基づいてその商品を引き揚げることができる旨を規定しています。

クレジット会社は、引き揚げた商品をその価値に応じてお金に換えて(換価)、支払われていない代金の支払いに充当します。ただし、商品の価値は購入時の価値ではありません。例えば、自動車はナンバープレートを付けた時点で中古車になってしまい、時間が経つにつれて市場での価値が減っていきます。支払いが多く残っている場合には、自動車を引き揚げて換価しても支払われていない代金に満たないこともあります。このような場合には、その差額分を別途精算しなければなりませんので、購入した商品をクレジット会社が引き揚げたとしてもそれでクレジット代金の支払いが完了したことにはならないことに留意してください。

#### 5信用情報機関への登録

3章で説明した通り、信用情報機関には信用情報である客観的なクレジットの取引の事実の記録が登録されますので、クレジット代金の支払いを遅延した事実も信用情報機関に登録されます。これにより、遅延をした消費者が別のクレジット会社に新たに個別クレジットやクレジットカード発行の申込みをした場合、申込みを受けたクレ

ジット会社が信用情報機関に登録されている信用情報の提供を受けるので、その申込者は他のクレジット会社で支払いが遅延していることが分かります。

もちろん、その契約をするかしないかは各クレジット会社がこれらの信用情報を含めて総合的に判断をしますが、結果として利用したいときに新たな個別クレジットが利用できない、あるいはクレジットカードが発行されないということも考えられます。

「つい、うっかり支払いを忘れていた」は誰にでもあるものです。しかし、その「つい、うっかり」が度重なると、自らを不利益にする、つまり「信用を失う」こともあるということを知っておいてください。

### (2) 支払困難になったときの対処方法〔生徒用教材には掲載していません〕

クレジット代金の支払いができないときには、まず家族などの身近な人に相談することが大切だということを説明しましたが、支払えないということを家族に知られたくないなどの理由から、相談することを先延ばしにして結果として支払困難に陥ってしまうこともあります。

そのときの対処方法は、債務の額やその内容などによって異なりますが、まず自分の債務内容、つまりどの会社にいくらの支払債務があるのか、また自分の収入はいくらあり、そのうち「いくらを支払いに充てることができるのか」を把握することです。自分の状況を把握しなければ何もできません。

特に多重・多額債務に陥っている人は、自分の債務内容が不明確になりがちです。債務内容によって対処方法は異なりますから、最初に自分がどの会社にいくらの支払いをしなければならないのか、いくらの支払いが可能で、いくら不足するのかなどを正確に確認することが必要です。

次に、生活態度を改め、自分自身で支払いのための努力をしなければなりません。支払わなければならないお金が確認できたら、収入と支払いを考慮して、不必要な支出を切り詰める必要があります。

そして、以下の対処方法を参考にして対応することになります。

#### ①支払先に相談する

1か月で返すのが難しくても3か月なら返す目処が立つ、あるいは3か月では苦しいが1年間あればなんとかなるという支払いもあるでしょう。

クレジットカードのキャッシングや消費者金融からのお金を借りて返済を繰り返す前であれば、身近な人に相談するのが一番ですが、それが難しいときには、契約をしているクレジット会社等に相談してみます。この際、あらかじめ確認していた自分の状況を正確に説明する必要があります。

支払先のクレジット会社や消費者金融会社、住宅ローンの金融機関などは、状況によって対応は異なりますが支払条件の変更に応じてくれる場合があります。

一方、支払先が複数社あり、相談を受けたクレジット会社等だけでは対応が困難な場合は、下記②の相談機関を紹介されることもあります。

# ②相談機関に相談する

相談機関としては、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会や国民生活センター、各自治体が設置している消費生活センターなどの公的な相談機関があります。 支払困難に陥った場合、これらの機関に自分の状況について相談して対処方法の助言を求めることができます。ただし、ここでは最終的な解決にはなりません。債務を負っているのは消費者本人であり、相談機関が返済してくれるわけではありません。

これらの機関への相談はあくまで自分での解決を前提に、自分が取るべき最善の対処方法についてのアドバイスを受けるという姿勢で望みましょう。

### (3)債務整理(多重債務)

何社からもお金を借り入れて、その金額が多くなると、自分の力だけでは解決することが困難になってきます。できるだけ正常な生活を取り戻すためにするのが債務整理です。

そのまま無理をして支払いを続けるのではなく、弁護士や認定司法書士、日本クレジットカウンセリング協会など専門家や専門機関に相談するか、あるいは裁判所の手続きを利用するなどして、返済すべき債務額を確定させた上で支払方法を見直します。

主な債務整理の方法としては、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産があります。

## ①任意整理

任意整理は、支払能力を超える債務を負っている債務者について支払能力に応じて 支払う額を減額するなどして返済計画を立て、その返済計画にしたがって個々の債権 者との間で返済方法についての和解をしていく債務整理の方法です。弁護士などの専 門家に依頼することもできます。

### ②特定調停

特定調停とは、簡易裁判所の仲介で事業者と話し合って、返済額や返済期間などについての合意を成立させる方法です。

具体的には、手数料や利息を利息制限法による引き直し計算などをして減額し、また元本の減額、将来利息の免除などをして、返済額や返済期間などを決めていていきます。

#### ③個人再生

持したまま生活を再建することもできます。

個人再生手続きは、破産せずに経済的に再生することを目的としています。 この手続きには、「小規模個人再生」「給与所得者等再生」の二つがあります。また、「住宅資金貸付債権(住宅ローン債権)に関する特則」を利用することで、住宅を保

# ○小規模個人再生

負債額が 5 千万円以下(特則を利用する住宅ローン債権などの一定の債権を除く)の個人について、将来にわたり継続的にまたは反復して収入を得る見込みのある場合に利用できます。

# ○給与所得者等再生

小規模個人再生の要件に加え、給与等定期的な収入を得る見込みがあり、かつその額の変動幅が小さいと見込まれる場合に利用できます。

# ○住宅資金貸付債権(住宅ローン債権)に関する特則

住宅を保持したまま生活を再建することができます。「小規模個人再生」「給与所得者等再生」のいずれにも適用されます

# 4自己破産

自己破産とは、地方裁判所で破産手続開始決定を受け、法令で認められた財産以外の全財産を弁済に充てることで、残債務の免除を受け、再出発をする方法です。

破産手続開始決定がされれば免責を受けられますので借金はなくなりなりますが、 住宅などは処分することになります。ただし、一定額の現金や多少の財産は保有する ことができます。

破産手続開始決定によって選挙権や被選挙権は失いませんが、資格制限(破産による仕事への影響)を受けたり経済的な信用を失うことになります。また、破産管財人が選任されたときは、居住の制限(勝手に引っ越しができない)・信書の秘密の制限(手紙などが開封される)を受けます。

# 6章 こんなときどうするの?

#### 〔教材 高P59、中P40〕

これまで繰り返し説明をしてきた通り、クレジットの利用者はルール通りに利用することが求められています。

ここでは、あらためてどのようなルールがあるのか、そしてルール通りに利用しないとどのような影響があるのか、さらにどのようなことに留意をして利用すればいいのかなどについて、実際の事例に基づいて説明をします。

# Q1. クレジットカードをなくしてしまった

〔教材 高P59・62、中P40・43〕

Aさんは、買い物や食事にクレジットカードを利用した。帰宅して荷物の整理を しているときに、カードをなくしたことに気づいた。どうすればいいだろうか?

⇒すぐにクレジット会社と警察に届出る

クレジットカードを利用する際には、暗証番号の入力またはサインをしますが、これはカードを利用する者がカード名義人本人かどうかを確認するための手段です。他人のカードを不正に入手した人物がサインを巧みに真似したり、何らかの方法で知った暗証番号を入力することによって本人になりすまして悪用する不正利用が発生しています。

クレジットカードを紛失したり盗難にあった場合に考えなければならないのは、そのカードを不正利用されないようにすることです。クレジットカードは後払いですから、カードを紛失・盗難後、どのくらいの額が不正利用されているかは分かりません。利用可能枠の全額を不正利用されてしまう可能性もあります。

このため、カード会員はクレジットカードを紛失したり盗難にあった場合には、その後の不正利用を防止するために、すぐにクレジット会社にその旨を届け出てそのカードを利用できないようにするための手続きをすることが大切です。また、警察への届け出も行わなければなりません。

クレジットカードには、一般的に紛失・盗難によって他人に不正利用された額を保険などで補填する「カード会員補償制度」があります。カード会員は、紛失・盗難に気付いた時点ですぐにクレジット会社に連絡し、クレジット会社の指示に従って所定の手続きを行わなくてはなりません。このため、カード裏面などに記載されているクレジット会社の連絡先をメモして残しておくことです。

なお、紛失・盗難に気付いていたにもかかわらず、「使われることはないだろう」などと考えて、クレジット会社に対して何の手続きもしないでいた場合には、この制度が適用されず不正利用された全額を支払わなくてはならなくなることもあります。

また、クレジット会社にこの届け出をすればすべて補償制度を受けられるわけではありません。クレジットカードはクレジット会社から貸与されているものなので、カード

会員には注意をして管理することが求められています (善管注意義務といいます)。このため、カード裏面にサインがなかったり、カードの保管・管理や暗証番号の管理などが十分に行われていなかったとクレジット会社が判断したときには補償制度を受けられないこともあります。

# Q2. 友達にカードを貸したら利用されてしまった

〔教材 高P59·62、中P40·43〕

B君は、友達のC君に「今、現金がないからクレジットカードを貸してほしい、お金は後で必ず返す!」と言われて、クレジットカードを貸した。

その後、C君はクレジットカードを返してくれた。

後日、クレジット会社から届いた利用明細書には、C君が利用した分も含まれていた。まだC君からお金は返してもらっていないけどB君は、C君の利用分も支払うのか?

⇒支払わないといけない

前述の通り、クレジットカードを持つためには、クレジット会社に申込みをして、審査を受けます。この審査は申込者に対して行われ、申込者がクレジットカードの利用やその支払いなどについて問題がないとクレジット会社が判断した人にのみクレジットカードを発行します。すなわち、申込者の信用に基づいてクレジットカードが発行されます。

クレジット会社は、カード会員規約に基づいてクレジットカードを発行した人にその利用分を請求しています。そもそもクレジットカードの所有権はクレジット会社にあり、そのカードはクレジット会社からカード会員に貸与されているもので、これを他人に貸すことや譲渡することなどを禁止する旨がカード会員規約に明記されています。また、クレジットカードの裏面にも注意事項として、「このカードの所有権は当社(クレジット会社)に属し、他人に貸与・質入れ・譲渡することはできません。」などと明記されていることも多くあります。このため、クレジット会社はカード会員に発行したカードをカード会員以外の第三者が利用していることを想定していませんので、クレジット会社はカード会員が利用したものとしてカード会員に請求をしているのです。

また、前述の通りクレジットカードを他人に貸すことは重大なカード会員規約違反となりますので、それをクレジット会社が知ったときは、カードを貸したカード会員を強制退会にして、そのクレジットカードの利用を停止するとともにクレジットカードの返却を求めることがあります。

このように、カード会員はクレジットカードを他人に貸すことはカード会員規約の重大違反となるとともに、貸した相手と利用代金の支払いなどのトラブルのもととなり人間関係も壊してしまうこともあります。親しい間柄でも、例え家族であっても絶対に貸してはいけません。

# クレジットの豆知識 『家族カードについて』

家族カードは、親などの本会員(契約者)のクレジットカードに付帯してその家族(生計を共にする配偶者・親・子(原則高校生を除く18歳以上))に発行されるカードをいいます。本会員の信用に基づいて発行されていることから、家族カードを利用した分も本会員の利用明細に記載され、その支払責任は本会員にあります。

家族カードを発行してもらうときは、本会員がクレジット会社に連絡をして発 行の手続きを確認してください。

家族カードは、家族間でカードの貸し借りをすることなくクレジットカードを 利用できるので便利なカードですが、例えば子に家族カードを持たせるときには、 親がその子に対して利用上の注意点などをきちんと説明することが大切です。

# Q3. クレジットカードで買った商品を返品したい

[教材 高P60·63、中P41·44]

Dさんは、ショッピングモールで洋服をクレジットカードで購入した。 ところが、後日、別のお店で同じ商品が安く売っているのを見つけた。 ショッピングモールのお店の了解を得なくても、購入した洋服を返品(キャンセル)できるだろうか?

⇒できない

3章の売買契約で説明した通り、契約が成立すると契約をした当事者はそれぞれの義務を履行しなければなりません。また、契約が成立した後は、例えば消費者は商品が不要になったからこの契約をキャンセルしたいと思っても、販売店の同意なく一方的にキャンセルすることはできません。

クレジットカードで購入した商品をキャンセルすることも同様ですので、まず消費者は販売店に対してキャンセルできるかどうかの確認が必要になります。販売店がキャンセルに応じてくれなければ、消費者の一方的な主張のみではキャンセルはできません。したがって、消費者がクレジット会社に対してキャンセルしたいと申し出ても、クレジット会社はその消費者に対して「販売店と交渉してください。販売店がキャンセルを認めれば、クレジット契約もキャンセルすることができます。」と回答されるでしょう。

販売店がキャンセルを認めてくれれば、その販売店はそのクレジットカードでの売上もキャンセル処理をしてくれるので、消費者はそのクレジットカードの利用代金の支払いを免れます。なお、販売店でクレジットカードの売上をキャンセルするには、原則として利用したクレジットカードが必要になりますので、その販売店に持参する必要があります。

販売店によっては、キャンセルを認めてくれることもあるかと思いますが、若年者を

狙った悪質な販売店も存在しており、そのような販売店は一度契約をしてしまうとなかなかキャンセルに応じてくれません。成人であれば Q5 にもある通り、高額な商品などでも親(法定代理人・親権者)の同意なく契約ができますが、未成年者取消権を行使できません。安易な気持ちで契約をしないようにすることが大切です。

# Q4.スマートフォン通信料の支払いが遅れてしまった

〔教材 高P60·63、中P41·44〕

Eさんは、スマートフォンを新しい機種に変えた。

端末代金は高額だったので、分割払いを利用し、月々の通信料と一緒に支払うことにした。

たびたびお小遣いが足りない月があり、スマートフォンの通信料金を期日までに支払うことができなかった。今後起こりえることは?

⇒クレジットの審査に影響する

スマートフォンの購入は、主に携帯電話会社との通信契約と、販売店との携帯端末機の売買契約が結ばれます。特に、携帯端末機の購入代金の支払いには、4章で説明した通りクレジットカードを利用しないで分割払いする個別クレジットが利用されています。この個別クレジットによる携帯端末機の月々の支払いは、通信料の支払いと一緒に行われています。

したがって、月々の通信料の支払いが遅れると3章のクレジットの審査で説明した通り、信用情報機関に「クレジット代金の支払いが遅れている」ことが登録されます。そうすると、その消費者が別の個別クレジットの申込みや新たなクレジットカードの発行を受けるために申込みをすると、申込みを受けたクレジット会社は信用情報機関からその申込者の信用情報の提供を受けて審査の参考にします。そのクレジット会社は、他社でクレジット代金の支払いが遅れているという情報をどのように判断するかは各社の基準になりますが、前述した通りクレジット会社は「後からきちんと支払ってくれる人かどうか」を審査していますので、新たなクレジットの申込みの審査に影響が出てくる可能性があります。

消費者の「信用」でクレジット契約が成り立っていますので、その信用をなくさないためにも、きちんと支払いをするということが大切です。

# Q5. 未成年者契約に関すること

〔教材 高P61・64、中P42・45〕

Fさんは、高校を卒業し大学に進学した。その年(18歳のとき)の夏休みに、友人達と海外旅行に行くことになったため、初めてクレジットカードを申込むつもりだ。

Fさんは、親権者(親)の同意なく、自分の意思だけでクレジットカードを申し込んでよいか。

# ⇒申し込んでよい

「5章1. 成年年齢の引き下げとクレジット」で説明した通り、Fさんは 18 歳で成人ですので、クレジットカードの申込みは、親権者の同意が必要ありません。

なお、未成年者が親権者の「同意」なく契約を結んだときは、未成年者本人または親 権者がその契約を取り消すことができます。

ただし、以下のようなときは、民法の規定によって未成年者が結んだ契約であっても 取り消すことはできません。

- ・親権者の同意がある契約
- ・未成年者の小遣いの範囲での契約(参考書などの少額の買い物など)
- ・結婚をしているときにした契約(未成年で離婚したとしても同じ扱いとされている)
- ・未成年者が「自分は成年である」と言って相手を騙(だま)してした契約 など

高校生であっても 18 歳となった誕生日からは、親権者の「同意なし」で契約を結ぶことができますが、一方で未成年者契約としてその契約を取り消すことはできません。成年になったばかりの若年者を狙うような悪質な業者がいますので注意が必要です。一度契約をすると簡単にはキャンセルができなくなりますので、契約するときには親などに相談してから契約するようにすることが大切です。

# 7章 クレジット利用のまとめ

〔教材 高P65、中P46〕

# 【クレジット利用のまとめ】

クレジットは、支払方法の一つです。どの支払方法を選択してどのような契約をするのかを判断するのは自分自身です。どのような契約をするにしても、契約には契約者としての責任がありますので、その自覚をしっかり持って責任ある選択をすることが大切です。

また、クレジットは自分の収入や生活内容に合わせて、無理なく使うことが大切です。

# (1)必要に応じて利用する

クレジットは、手元に現金がなくても商品の購入等をすることができる便利なしくみです。一方、必要のないものまで衝動買いをしてしまうおそれがあります。この衝動買いを避けるためには、まず購入しようとする商品やサービスが今本当に必要なものかどうかを見極めることが大切です。

次に、その支払方法としてクレジットを利用する必要があるかどうかを考えます。クレジット以外の支払方法がある場合、どの支払方法を選択するかはその時々の状況などによって異なりますが、最終的には本人の意思により選択することになります。

#### (2) しっかりと支払計画を立てる

クレジットは、これまで何度も説明している通り、商品やサービスを先取りし、代金を後払いするシステムです。したがって、代金を「後払いする」という基本的なしくみを認識しないでいたり、軽視して利用していると、自分の支払能力を超えたクレジットの利用となり、結果として支払困難に陥ってしまうこともあります。

重要なのは「自分の収入や支出に応じた計画的な利用」です。後に発生する支払いとのバランスを十分考慮してクレジットを利用することが大切です。今契約しようとしているクレジットの利用代金の支払いはもちろん、他のクレジットやローンの支払い、今後予定されている現金の支出等を概算し、自分の収入や貯蓄などからみて無理のないものであるかどうかを判断することが大切です。

なお、収入に対するクレジットの支払いの割合はどの程度が適当であるかは一概に決められるものではありません。それぞれの消費者の生活環境や趣向、性格などが異なるからです。

同じ収入がある人でも、支出する項目は異なります。例えば、実家で家族と暮らしている人と一人暮らしの人とでは異なりますし、扶養家族の有無や人数などによっても異なります。また、その人の趣向によって支出する項目のウェイトの置き方が変わります。 食べることに生きがいを感じる人は「食」に、お洒落な人は「衣」に、レジャーや読書 などに力を入れている人は「趣味」に、それぞれ支出のウェイトを置くでしょう。また、 好きなことのためなら毎日の食費を切り詰めても構わないという人もいます。

つまり、クレジットの支払いに充てる金額は収入のどのくらいの割合が適当かは、自分の生活形態や趣向、性格などに応じたそれぞれの支出額を考慮したうえで判断する必要があります。そして、クレジットを利用するとき、それが無理のないものであるかどうかを判断できるのはほかでもなく自分自身だということです。

### (3) 支払条件を比較・検討する

国内には、多くのクレジット会社があり、またいろいろな種類のクレジットカードが 発行されています。また、利用の際には1回払いや分割払いなどのいろいろな支払方式 の中から選ぶことができます。

したがって、分割払いなどにするときの手数料率や選択できる支払回数、月々の支払額などを十分に比較検討した上で、自分に最もあった個別クレジットやクレジットカードを選択することが大切です。

また、分割払いを利用する際は、支払回数によって月々の支払額が変わります。支払 回数が多くなれば月々の支払額は少額になりますが支払期間が長期になりますので手 数料が多くなります。支払回数が少なければ支払期間が短くなり手数料も少なくなりま すが月々の支払額が高くなります。自分の収入や支出を考慮して、支払条件を検討しま しょう。

#### (4)契約内容を確認する

クレジットは、消費者本人の「契約」です。契約には、契約する当事者に責任(義務)が発生しますが、消費者が契約内容の確認を怠ったために起こったトラブルも多くあります。このため、クレジットの利用や契約にあたっては自分がする契約内容をしっかりと確認することが大切です。

クレジットカードの発行を申込む際に申込書に必要事項を記入します。また、クレジット会社の審査が通ってクレジットカードが発行されたときは、クレジットカードを利用する際のルールが記載された「カード会員規約」が同封されていますので、その内容を十分確認するとともに必ず保管しておきましょう。

そして、実際にクレジットカードを利用する際には、決済端末機に表示された利用金額を確認して暗証番号を入力することまたは利用伝票に印字された利用金額などを確認してサインをすることと、店員から渡される利用伝票の控えも捨てずに保管し、後日クレジット会社から送付される利用明細(クレジット会社のWebやアプリでの確認もできる会社もあります)で確認するとともに、支払いが終了するまで保管しておくことが大切です。

個別クレジットを利用するときも同様です。契約する内容をきちんと確認したうえで、 申込みをすることが大切です。

# (5)支払期日は必ず守る

クレジット契約は、消費者の「信用」で成り立っていますので、その信用をなくさないためにも契約を守ること、すなわちきちんと決められた日に支払いをするということが大切です。

決められた通りにきちんと支払うことを繰り返すことで、「信用」を育てることになります。

クレジットは、3章で説明をした通り、消費者にとって手元に現金がなくても買い物ができたり、一定期間代金の支払いが猶予されたりなど、非常に大きなメリットがあります。一方で、管理の仕方や使い方を誤ると、消費者が責任を負うことになりますし、使いすぎてしまうと多重債務に陥ってしまうこともあります。

これまで説明してきた内容を再確認して、クレジットを正しく利用し、健全な消費生活ができるようにしましょう。

# <u>先生のためのクレジット教育読本〔第1版〕</u>

2022年6月改訂

編集・発行

一般社団法人日本クレジット協会 クレジット教育センター

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6 階

TEL 03-5643-0011

FAX 03-5643-0081

https://www.j-credit.or.jp/

複製ならびに内容を転載する際は上記クレジット教育センターにご相談ください。